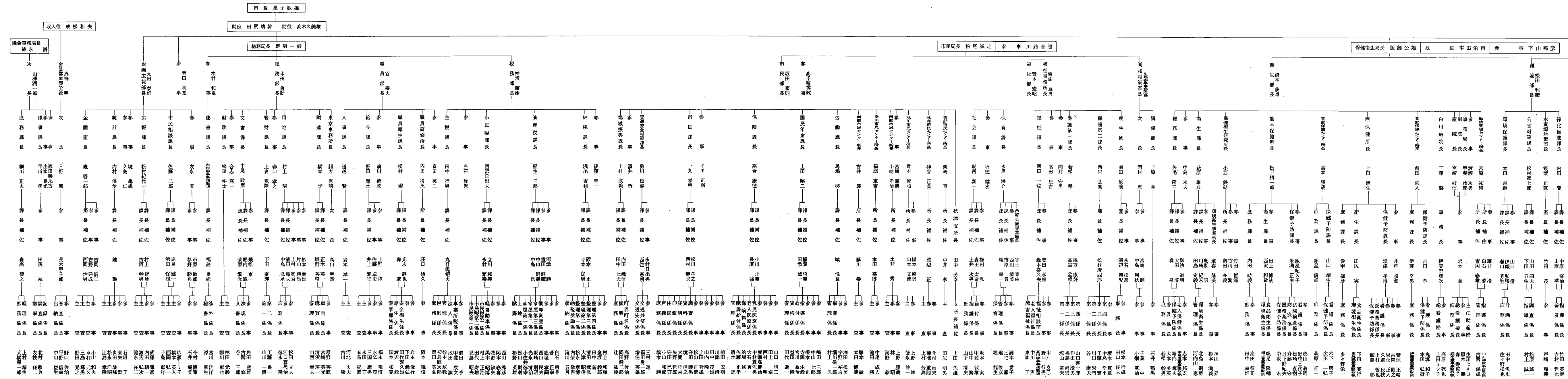
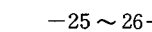


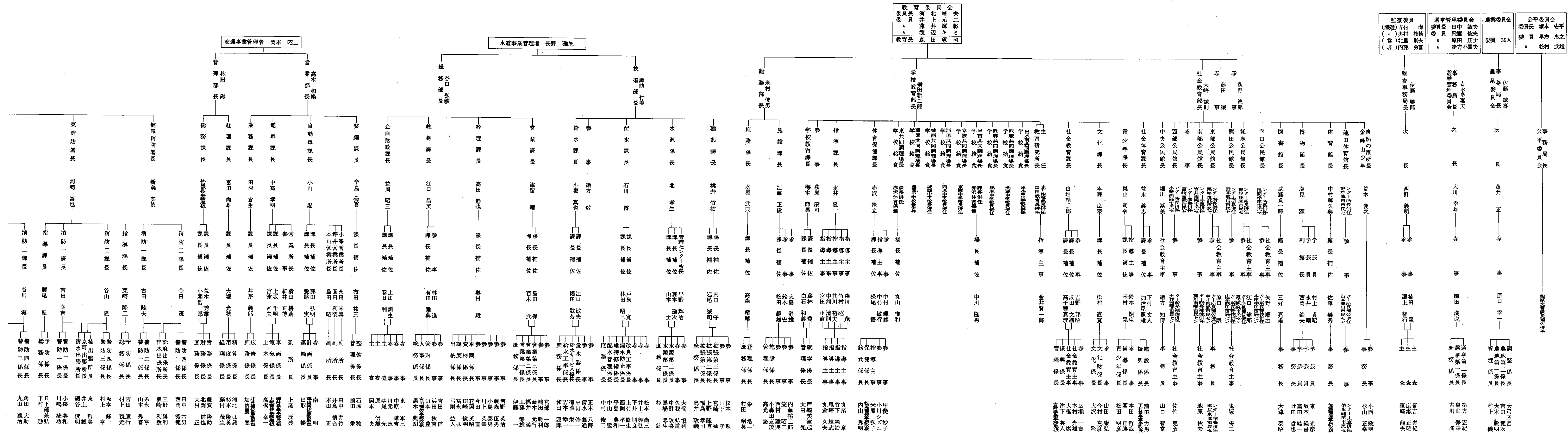
總 務

1	行 政 機 構 (人 事 配 置) 図	23
2	歴 代 市 長	29
3	職 員 数	29
4	給 与	29
5	基 本 構 想	33
6	広 報 ・ 広 聴	39
7	事 務 改 善	45
8	職 員 研 修	49
9	選 挙	53
10	国 際 交 流	57
11	名 誉 市 民	59
12	財 政	61
13	市 税	66
14	開 発 公 社	70
15	土 地 開 発 基 金	71
16	市 庁 舎 概 要	71

行政機構(人事配置)図 (昭58.8.6 現在)







階層別	局 相 当	部 相 当	課 相 当	係 相 当	
局 部 名	局 別	其 他			
議会事務局		1	2	5	
会 計 室			1	2	
企画広報部			1	4	
総 務 局	1		3	15	34
市 民 局	1		3	20	40
保健衛生局	1		3	28	54
経 済 局	1		5	13	40
都 市 局	1		4	13	35
建 設 局	1		2	9	22
市民病院		1		3	3
消 防 局		1		12	40
交 通 局		1	2	6	19
水 道 局		1	2	8	28
教委事務局		1	3	30	17
監査事務局			1		
選管事務局			1		3
農委事務局			1		4
公平委員会事務局				1	
計	6	6	31	165	346

2 歴 代 市 長

代	氏 名	就任年月日	退任年月日	代	氏 名	就任年月日	退任年月日
1	杉村 大八	明 22. 5. 6	明 26. 7. 9	12	石坂 繁	昭 20. 10. 4	昭 21. 3. 11
2	松崎 為己	" 26. 9. 15	" 30. 8. 2	13・14	福田 虎亀	" 21. 6. 14	" 23. 2. 9
3	辛島 格	" 30. 9. 13	大 2. 1. 20	15	佐藤真佐男	" 23. 4. 7	" 27. 3. 7
4	山田 珠一	大 2. 4. 2	" 3. 10. 10	16	林田 正治	" 27. 3. 21	" 31. 2. 23
5	依田 昌兮	" 4. 1. 14	" 6. 9. 3	17・18	坂口 主税	" 31. 3. 15	" 38. 1. 4
6	佐柳 藤太	" 6. 11. 20	" 10. 11. 19	19・20	石坂 繁	" 38. 2. 15	" 45. 11. 26
7	高橋 守雄	" 11. 1. 19	" 14. 7. 13	21	星子 敏雄	" 45. 12. 20	" 49. 12. 19
8	辛島 知己	" 14. 9. 14	昭 4. 7. 4	22	星子 敏雄	" 49. 12. 20	" 53. 12. 19
9	山田 珠一	昭 5. 2. 5	" 9. 4. 16	23	星子 敏雄	" 53. 12. 20	" 57. 12. 19
10	山隈 康	" 9. 5. 14	" 17. 5. 13	24	星子 敏雄	" 57. 12. 20	在 任 中
11	平野 龍起	" 17. 6. 25	" 20. 8. 10				

3 職 員 数

(昭 58. 4. 1 現在)

区 分	定 数	現 員 数		
		吏 員	そ の 他	計
市 長 事 務 部 局	3,390	3,196	166	3,362
議 会 事 務 局	26	25	1	26
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	22	19	3	22
監 査 事 務 局	14	13	0	13
教 育 委 員 会 事 務 局 及 機 関	903	820	61	881
学 校 委 員 会 事 務 局	5			
公 平 委 員 会 事 務 局			市長事務部局兼務	
消 防 局	495	493	1	494
農 業 委 員 会 事 務 局	27	20	1	21
交 通 局	582	526	42	568
水 道 局	397	346	26	372
計	5,861	5,458	301	5,759

4 給 与

(1) 局別職員給料

(昭 58. 4. 1 現在)

局 別	給 料 月 額			平均年齢	平均勤続年数
	最 高	最 低	平 均		
市 長 事 務 部 局	468,500円	98,700円	220,705円	38才 9月	14年 8月
議 会 事 務 局	393,900	113,400	239,573	39・ 5	16・ 9
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	380,400	105,900	211,118	36・ 3	14・ 5
監 査 事 務 局	331,000	113,400	235,853	38・ 9	17・ 1
教 育 委 員 会 事 務 局	396,800	98,700	241,133	41・ 8	15・ 5
消 防 局	399,300	105,900	223,650	37・ 8	15・ 11
農 業 委 員 会 事 務 局	357,900	102,200	238,838	41・ 3	18・ 4
交 通 局	399,300	109,600	238,251	46・ 9	19・ 10
水 道 局	363,800	102,200	234,493	40・ 4	17・ 4
全 体	468,500	98,700	225,500	39・ 11	15・ 1

(2) 初任給基準

(昭58.4.1現在)

職 種		等級～号俸	初 任 給	備 考
一 般 事 務	上 級 職	6 ～ 3	121,000 ^円	一般職職員給料表適用
	中 “	7 ～ 7	109,600	
	初 “	7 ～ 4	98,700	
保 母	中 “	7 ～ 7	109,600	
一 般 技 術	上 “	6 ～ 3	121,000	
	中 “	7 ～ 7	109,600	
	初 “	7 ～ 4	98,700	
薬 剤 師	上 “	6 ～ 3	121,000	
獣 医 師	上 “	6 ～ 3	121,000	
栄 養 士	上 “	6 ～ 3	121,000	
診療放射線技師	中 “	7 ～ 9	117,200	
臨床検査技師	中 “	7 ～ 9	117,200	
保 健 婦	上 “	6 ～ 3	121,000	
助 産 婦	上 “	6 ～ 3	121,000	
看 護 婦	高等看護学院卒	7 ～ 9	117,200	
准 看 護 婦	准看護養成所卒	7 ～ 3	95,800	
消 防 職	高 校 卒	7 ～ 1	105,900	消防職員給料表適用
医 療 職	大 学 院 卒	4 ～ 8	201,600	医療職員給料表適用
	大 学 卒	4 ～ 2	146,500	
教 育 職	高 校 教 諭	大 学 卒	113,300	教育職給料表(1)適用
		短 大 卒	98,000	
	幼 稚 園 教 諭	大 学 卒	112,600	教育職給料表(2)適用
		短 大 卒	97,300	

(3) 特別職の給料及び報酬

区 分	現行給料月額	施 行 年 月 日	改正前給料月額	施行年月日
市 長	800,000 ^円	昭56.10. 1	764,000 ^円	昭55. 4. 1
助 役	635,000	“	606,000	“
収 入 役	571,000	“	545,000	“
常勤監査委員	466,000	昭56. 7. 1	444,000	“
企業管理者	478,000	“	456,000	“
教 育 長	404,700	昭58. 7. 1(一般職職員1等級適用)		

区 分		現 行 報 酬 額	施行年月日	改正前報酬額	施行年月日
教育委員会	委員長	月額 87,000円	昭57.4.1	87,000円	昭56.4.1
	委員	月額 52,000	"	50,000	"
監 査 委 員	知識経験を有する者のうちから選任された 監 査 委 員 (非 常 勤)	月額 86,000	"	82,000	"
	市議会議員のうちから選任された監査委員	月額 37,000	"	35,000	"
公平委員会	委員長	月額 46,000	"	42,000	"
	委員	月額 36,000	"	34,000	"
選挙管理委員会	委員長	月額 46,000	"	42,000	"
	委員	月額 36,000	"	34,000	"
	臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	日 額 5,000	昭54.4.1	4,000	昭51.10.1
投票管理者及び開票管理者		1回につき 6,000	"	5,000	昭52.7.10
選挙 長		1回につき 7,000	昭58.4.1	6,000	昭54.4.1
投票立会人、開票立会人及び選挙立会人		1回につき 6,000	"	5,000	"
固定資産評価審査委員会委員		日 額 5,000	昭54.4.1	4,000	昭50.4.1
農業委員会	会 長	月額 46,000	昭57.4.1	42,000	昭56.4.1
	副会長、部会長及び副部会長	月額 36,000	"	34,000	"
	部会の委員及びその他の委員	月額 33,000	"	31,000	"
婦 人 相 談 員		月額 73,600	昭56.4.1	70,300	昭55.4.1
家 庭 相 談 員		月額 73,600	"	70,300	"
社 会 教 育 指 導 員		月額 73,600	昭57.4.1	70,300	昭56.4.1
そ の 他 の 非 常 勤 の 職 員		日額5,000円以内において市長が定める額 ただし、特別の事由によりその報酬を月額又は年額をもって定める 場合においては予算の範囲内において市長が定める額	昭54.4.1	年額40,000円以内 月額6,000円以内 又は日額4,000円以内において市長が定める額	昭50.4.1
農 業 共 済 損 害 評 価 会 委 員		年 額 10,000	昭55.4.1	7,500	昭51.10.1
建 築 審 査 会 委 員		日 額 5,000	昭55.4.1	4,000	"
国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会 委 員		日 額 5,000	昭54.4.1	4,000	昭52.4.1
保 健 所 運 営 協 議 会 委 員		日 額 5,000	"	4,000	昭50.4.1
結 核 審 査 協 議 会 委 員		日 額 5,000	"	4,000	"
公 民 館 運 営 審 議 会 委 員		日 額 5,000	"	4,000	昭50.10.1
町 界 町 名 審 議 会 委 員		日 額 5,000	"	4,000	昭50.4.1
都 市 計 画 審 議 会 委 員		日 額 5,000	昭55.4.1	4,000	"
公 害 対 策 審 議 会 委 員		日 額 5,000	"	4,000	"
社 会 教 育 委 員		日 額 5,000	昭54.4.1	4,000	昭50.10.1
博 物 館 協 議 会 委 員		日 額 5,000	昭55.4.1	4,000	昭51.10.1
福 祉 事 務 所 嘱 託 医		月 額 45,000	"	40,000	昭50.4.1
体 育 指 導 員		年 額 15,000	昭52.4.1	10,000	昭51.4.1
文 化 財 保 護 委 員		日 額 5,000	昭55.4.1	4,000	"
青 少 年 問 題 審 議 会 委 員		日 額 5,000	"	4,000	昭52.4.1
青 少 年 補 導 委 員		1 回 2,500	昭51.4.1	2,000	昭49.4.1
学 校 医 (歯 科 医)		年 額 126,000~ 134,000	昭56.4.1	112,000~ 120,000	昭55.4.1
学 校 薬 剤 師		年 額 90,000	"	85,000	"

(4) 旅 費

(昭54. 4.28適用)

区 分		鉄 道 賃	船 賃	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)		食卓料 (1夜 につき)
					甲 地 方	乙 地 方	
号	市長・助役・ 収入役	運賃の等級を2階級 に区分する線路にあ つては上級の運賃	運賃の等級を3階級 に区分する船舶にあ つては中級の運賃、	円	円	円	円
1				2,500	12,500	11,300	2,500
2	企業管理者等及 び3等級以上の 職務にある者	運賃の等級を設けな い線路にあつては、 その乗車に要する運 賃及び特別車両料金	2階級に区分する船 舶にあつては上級の 運賃	1,900	9,900	8,900	1,900
3	4等級及び5等 級の職務にある 者	を徴する客車を運行 するものによる旅行 をする場合には、特 別車両料金	ただし、鉄道連絡 船にあつては鉄道運 賃に同じ	1,600	8,200	7,400	1,600
4	6等級の職務に ある者						
5	7等級の職務に ある者			1,400	6,600	5,900	1,400

(注)

- 1 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で、片道50km以上の旅行には鉄道賃のほか
に普通急行料金又は準急行料金を支給する
- 2 特別急行列車を運行する線路による旅行で、片道100km以上の旅行には、鉄道賃のほか特別急行
料金を支給する
- 3 船賃の額は、はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、公務の必要により、別に寝台料金を必要とした
場合には船賃のほかに現に支払った寝台料金を支給する
- 4 甲地方とは、東京都の区・京都市・大阪市・名古屋市・神戸市及び横浜市をいい、乙地方とは、その
他の地をいう
- 5 「企業管理者等」とは企業管理者及び常勤の監査委員をいう
- 6 「何等級の職務」とは、熊本市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第5号)第3条第
2項第1号に規定する一般職職員給料表による当該職務の等級及び一般職職員給料表の適用を受けない
者について市長が定めるこれに相当する職務をいう

5 基本構想

(1) 目的

この基本構想は、熊本市将来の望ましい都市像およびこれを達成するための施策の大綱を明らかにし、その理念に基づいて別に定める基本計画、実施計画とともに、総合的、計画的な市政の運営をはかることを目的とする。

(2) 目標年次

この基本構想は、昭和65年を目標年次とする。

(3) 構想の目標

市政は、市民生活の総合であり反映である。すべての市民の心身の健康は、市民生活の根底をなすものであり、都市の活力の根源となる。したがって、健やかで明るい市民生活の実現こそ市政の究極の目標である。

このような認識のもとに、本市は、昭和54年10月、健康都市宣言を行った。

本市が目指す健康都市は、すべての市民が良好な都市環境のもとで、心身ともにたくましく、はつらつとして希望と生きがいにあふれ、温かいふれ合いの中で、地域に根ざした明日の文化の創造に歓びを感じる都市である。

このような都市を実現するためには、快適な生活環境を確保し、心身の健康を維持増進する対策をすすめ、保健医療体制を整備するとともに、市民一人ひとり心身の健康づくりに努めなければならない。

同時に、時勢の流れを正しく認識し、自主、自立、連帯の精神にもとづく市民の積極的活動により、市民の手によるまちづくりをすすめ、また市政運営においては、中央集中への行き過ぎを是正し、その主体性を確立して、市勢発展の活力をかん養しなければならない。

したがって、本構想では、真の地方自治を確立し、すべての市民の心身の健康を増進して、健全な都市づくりをすすめることを基本目標とする。

(4) 発展の方向

ア 地位と役割

近年、わが国は、内外の社会経済情勢の変動、国民の年齢構成や価値観の変化など、多くの要因によって、その進むべき方向を大きく転換しつつある。

今後は、国際社会との協調のもとに、資源問題、雇用問題などの解決をはかり、国民経済の安定を確保し、ゆとりと生きがいのある市民生活を実現することが基本的方向である。

また、国土の均衡ある発展のためには、地方の魅力を見出し、中央機能の分散、地方自治体の強化などをはからねばならない。

このような状況の変化のもとで、本市をめぐる環境も交通通信体系の整備、経済圏、生活圏の拡大など、大きく変貌しつつある。

本市は、九州における中枢管理都市として果たしてきた行政、経済、教育文化などの役割をさらに強化する必要がある。

ここに本市は、将来に向って、その恵まれた自然と歴史のもとで、熊本都市圏内の市町村との相互の連携を深め、九州における主要都市との機能分担をはかりつつ、中枢管理都市としての都市基盤の整備と機能の拡充に努める。

さらに、郷土愛にみちた健康な市民による健全な地方自治を確立し、地域社会の発展に貢献するとともに、広く国際社会の平和と発展に寄与しなければならない。

イ 将来の主要指標

① 人 口

目標年次における現市域人口は、約60万人と推定する。

② 就業構造

目標年次における本市の就業人口は約27万人、その産業別構成は、第1次産業2パーセント、第2次産業24パーセント、第3次産業74パーセントと推定する。

ウ 都 市 像

本市将来の発展の方向と、目指すべき目標を示す都市像を次のとおり設定する。

① 緑と水にかがやく明るい健康都市

豊かな緑と清れつな水は、全市民共有の資産であり、市民生活に欠くことのできないものである。その保全と創造に努め、すべての市民が、安全で、ゆとりとやすらぎをもって、心身ともに健やかな生活を享受できる明るい健康都市を建設する。

② 温かい心の通い合う福祉都市

一人ひとりの温かい思いやりと、人と人とのふれ合いを通じて地域連帯意識を強め、すべての市民が生きがいのある生活が営める福祉都市を建設する。

③ 人間性豊かな風格ある教育文化都市

先人が残したすぐれた伝統と香り高い文化的風土のもとで、生涯にわたる学習の機会を通じて、英知と勇氣と創造性に富んだ人間性豊かな市民の育成と格調高い芸術文化の振興に努めるとともに、国際交流の活発な教育文化都市を建設する。

④ 環境と調和し活力にみちた地域産業都市

近代的都市基盤整備をすすめ、行政、経済、情報などの中枢管理機能の拡充強化をはかり、人、物、情報の交流が活発で、環境と調和した地域産業が繁栄し、豊かな市民生活が営める産業都市を建設する。

エ 土地利用構想

自然と歴史、農村集落のもつゆとりと都市の魅力との調和をもとに、均衡のとれた秩序ある市街を形成する。都市施設の適正な配置により、健康で快適な市民生活を確保し、都市活動の効率化をはかる。

このため、以下に掲げる土地利用の施策を推進する。

① 地区別土地利用

(ア) 中央地区については、住宅地区の居住環境の改善に努めるとともに広域商業拠点としての機能など都心機能の充実をはかるため、中心部、熊本駅周辺などの市街地の再開発を促進し、土地の高度利用をはかる。

(イ) 東部地区、北部地区については、良好な住宅地として、居住環境の整備、緑地の確保をすすめ、文教地区については、環境保全に努め、また拠点の商店街の形成を促進する。

なお、水資源の保全並びに都市排水を考え、無計画な開発を規制する。

(ウ) 西部地区、南部地区については、総合的な排水対策など開発条件を整備し、重要港湾熊本港、流通

センターなどの産業施設の配置、幹線道路の整備、土地区画整理事業の実施、拠点の商店街の形成、公共緑地の確保により、開発をすすめる。

② 用途地域別土地利用

- (ア) 市街化区域については、それぞれの用途に応じた環境を整備し、市街化を促進する。また、市街化調整区域については、自然環境の保護と活用に努め、優良農用地の保全と農業基盤の整備をはかる。
- (イ) 住居用地域については、開発に関する指導、規制を強化し、無秩序な市街化の防止に努め、土地区画整理事業を促進し、良好な市街地の形成をはかるとともに、過密な既成住居地域は、既存建築物の更新の際、オープンスペースの確保をはかり、土地の高度利用を促進する。
- (ウ) 商業用地域については、中心商店街、周辺商店街などそれぞれの特性に応じた商業環境の整備をすすめ、都市機能の更新を目指して再開発を促進する。
- (エ) 工業用地域については、中小工場の集団化、共同化をはかり、自然との調和に配慮し、非公害型で地域経済にとって好ましい工業の立地を促進する。
- (オ) 農業用地域については、かんがい排水、圃場整備、湛水防除など農地条件の整備をすすめ、優良農用地の保全に努め、都市近郊農業を育成する。
- (カ) その他、風致地区については、安易な開発を規制し、文教地区、事務所地区についても、その目的に応じた土地利用、環境保全に努める。

さらに、必要に応じて流通機能整備のための流通業務地区、土地利用合理化のための高度利用地区を指定する。

③ 都市機能充実のための土地利用

- (ア) 都市の均衡ある発展をはかるため、行政、経済、教育、文化、スポーツ、医療などの水準の向上とともに、効率的な再配置に努める。
- (イ) 都心部における交通混雑の解消を目指し、幹線道路の整備、その他必要な交通施設の充実をはかり、公共輸送機関を基本とする総合交通体系を確立し、あわせて都市間交通運輸機能の拡充をはかる。

(5) 施策の大綱

ア 幸せな市民生活を目指して

市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見のない、健康で明るく、安全な、そして生きがいのある生活が営めるよう、次の施策を推進する。

① コミュニティ

民主的な住民自治の確立と心豊かな地域連帯社会の実現を目指して、コミュニティ施設の整備と地域活動の活発化をはかる。

② 保健衛生

心身ともに健康な市民生活を確保するため、健康教育の推進など保健衛生意識の高揚をはかり、予防、医療、リハビリテーションまでの一貫した総合的保健医療体制を確立し、あわせて衛生環境の改善に努める。

③ 公害防止

安全で快適な生活環境を確保するため、公害監視体制の強化、事業者の指導、都市基幹施設の整備、

公害防止思想の普及により、公害のない社会を目指す。

④ 防 災

市民の生命、財産をまもり、水害、火災、震災などの災害を防止するため、防災思想の普及、防災体制の充実をはかりつつ、白川をはじめ、諸河川の抜本的改修の促進、消防力の充実、構造物の防災化、オープンスペースの確保、災害応急対策の強化により安全なまちづくりをすすめる。

⑤ 交 通 安 全

交通安全思想の高揚、施設の整備、指導規制の強化などの交通安全対策をすすめ、あわせて救済対策を充実する。とくに、老人や子供の安全に留意する。

⑥ 社 会 福 祉

すべての市民が生涯を通じ、安心して生きがいのある生活を営めるよう、公的な社会福祉サービスを確保し、ボランティア活動を積極的にすすめ、温かい心の通い合う地域福祉の振興をはかる。

⑦ 勤労者福祉

勤労者の生活の安定と福祉の向上を目指して、就業構造、年齢構成の変化に対応しつつ、就業機会の増大に努め、勤労者の資質の向上と福利厚生の実施をはかる。

⑧ 消費者行政

省資源、省エネルギー思想の普及をはかり、消費生活の安全と安定を目指し、消費者の教育、情報の収集、提供、監視体制の強化により、消費者の利益の擁護と増進に努める。

イ 快適な生活環境を目指して

健康な市民生活を支える快適な生活環境を確保するため、次の施策を推進する。

① 自 然 環 境

自然環境については、保全と創造に努める。とくに、本市のもつ緑と水は、市民生活にとって不可欠であり、緑化事業、地下水保全、河川湖沼の美化を積極的に推進する。

② 公 園 緑 地

生活に潤いと安らぎを与え、地域でのふれ合いの場であり、また災害時の避難の場ともなる公園緑地は、その適正配置に努め、積極的に面積の拡大と内容の整備充実をはかる。

③ 上 水 道

地下水を原水として上水道を整備し、市民生活に不可欠な水の供給を確保する。

④ 下水道・排水路

衛生的な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を目指して、公共下水道、流域下水道や排水路の整備をすすめ、広域的、系統的総合排水対策を推進する。

⑤ 清 掃

資源の有効利用をすすめ、廃棄物の衛生的な収集処理を行い、市民の理解と協力により、きれいなまちづくりに努める。

⑥ 市 内 交 通

効率的で快適な交通の実現を目指して、広域的な土地利用に配慮し、道路、輸送機関並びに交通環境を整備し、豊肥本線など鉄道の活用を含め公共輸送機関を基本とする総合交通体系を確立する。

⑦ 住 宅

快適な居住環境を確保するため、住宅需要動向に対応して、公的施策住宅および民間住宅の建設を促進し、その量的充足と質的向上をはかる。

ウ 豊かな人間形成を目指して

生涯にわたり、創造と向上の意欲にみちた心身ともに健全で国際性豊かな市民を育むため、次の施策を推進する。

① 学校教育

体力、徳性、知力を備え、社会に貢献できるたくましい青少年を育成するため、社会及び家庭と連携し、教育環境を整備するとともに、教育内容の充実をはかり、幼児教育より高等教育にわたり、学校教育の振興に努める。

② 社会教育

すべての市民が、健全な社会人として、文化的教養をたかめ得るよう、社会教育施設を整備し、指導者を養成し、社会連帯意識を高揚し、家庭教育とあわせて社会教育の振興をはかる。

③ 市民文化

豊かな心、ゆとりと潤いのある生活を目指して、文化遺産の保全、文化施設の整備をはかり、日常生活から国際交流にわたって文化活動を活発にし、地域に根ざした個性ある市民文化を醸成する。

④ スポーツ、レクリエーション

心身ともにたくましく、健康で明るい生活が営めるよう、指導者の養成をすすめ、体育施設を整備し、市民総参加を促し、スポーツ、レクリエーション活動を振興する。

エ 繁栄する地域社会を目指して

産業経済の繁栄によって、良好な就業の場が確保され、豊かな生活が営まれる活力ある地域社会を実現するため、次の施策を推進する。

① 商 業

経済環境の変化、消費需要の多様化に対応し、経営の安定とサービスの向上をはかり、都市の活性化を目指して、魅力ある商店街を形成し、中小企業の体質を強化し、流通機能、卸売機能を整備する。

② 工 業

消費と生産との均衡のとれた産業都市の形成を目指し、地域繁栄の活力源として、中小工業の体質強化、地場産業の技術向上に努め、地域経済に寄与する新たな工業の選択的導入を促進する。

③ 農林水産業

食糧需給の変化に対応し、経営の自立、安定をはかり、生産基盤の整備、生産流通体制の合理化をすすめ、都市近郊の特性を活かした農林水産業を振興する。

④ 観 光

観光意識の変化を考え、観光資源を開発し、施設を整備して、観光的魅力の創造と滞留観光客の増加、市民の観光意識の向上に努め、広域的視野にもとづき観光対策を強力に推進する。

⑤ 市街地開発

自然との調和、都市美に配慮し、全市的に均衡のとれた発展を目指し、周辺部は人口、産業を適正に

誘導し、既成市街地は、再開発を促進して、効率的で快適な市街地を形成する。

⑥ 基幹交通

人、物、情報の活発な交流をはかるため、九州縦貫自動車道、九州新幹線鉄道、熊本港、熊本空港など熊本都市圏で結節する陸海空にわたる交通運輸体系の整備を促進する。

オ 構想の実現を目指して

この構想を実現するため、次の方策の推進に努める。

① 市民総参加と自治の確立

この構想を推進するためには、すべての市民が、自らのまちは自らの手でつくる意識をもち、行政と一体となって、自治の確立を目指さなければならない。

そのため、広報、広聴活動を積極的に展開し、市民と行政との情報交流を活発にし、市民の創意、理解と協力によって、市民のまちづくりをすすめる。

② 広域行政

生活圏の拡大に従い、県および関係市町村と緊密に連携して、それぞれの特性に応じ、機能を分担し、調和のとれた広域的生活圏の発展をはかる。

③ 行財政運営

広範、多様化する行政需要に応じて、総合的執行体制を確立し、効率的行財政運営に努める。

昭和55年12月15日議決

6 広報・広聴

(1) 広 報

ア 広報広聴連絡業務

- ・広報広聴委員会（部長）を設置し、市政広報広聴の円滑な運営を図っている。

委員会 22名 月1回開催

- ・広報連絡委員（課長補佐）により、各課の事業、行事を週報、月報などで情報の収集及び広報を行っている。

委員 125名

イ 広報刊行物

- ・「くまもと市政だより」

毎月1日発行・B5版・16～18頁

1回の印刷部数 177,000部

文書配布委託者を通じて各世帯に配布

- ・「点字市政だより」

毎月1日発行・B5版・20頁（年12回）

1回の印刷部数 200部（郵送）

- ・「市民グラフ」

年3回発行

1回の印刷部数 5,000部

写真による市政広報

- ・海外版「くまもと」

A4版、100頁

海外向けに熊本の姿を紹介

- ・「ミニ市政概要」

B6版

市政をコンパクトにまとめ紹介

ウ テレビ・ラジオによる広報

- ・テレビ番組

「市民のひろば手取本町1番1号」

RKK・TV 毎週土曜日午前7時40分から5分間

「こちら熊本市」

TKU・TV 毎月第4土曜日午前8時15分から15分間

- ・テレビ・スポット

「熊本市役所だより」

RKK・TV 毎週月曜日午後6時57分から20秒（年52回）

毎週金曜日午後6時00分から6時30分の間に20秒（年52回）

TKU・TV 毎週月曜日午後7時から20秒（年52回）

毎週水曜日午前8時30分から20秒（年52回）

KKT・TV 毎週火曜日午後7時から20秒(年52回)

毎週木曜日午前8時30分から20秒(年52回)

・テレビ年賀

RKK・TV 市長の年頭のあいさつ 1月1日

・ラジオ放送

NHKラジオ 毎週土・日曜日の午後6時50分からの「官公庁だより」に広報資料提供

RKKラジオ 毎週月曜日、モーニングダイヤル午前9時30分から120秒(年52回)

エ 新聞広報

市政について市民のより広い理解を得るため、日刊紙の紙面を利用して広報

オ その他の広報

・「声の市政だより」

毎月1日発行 90分巻 50本(年12回)

カセットテープに市政だよりを録音し、目が不自由かつ重度障害者の方へ送付

・「時事フアックスニュース」

関係課に送付し、特に参考になるものは照会・調査する

・「テレフォンサービス」

電話により市民ニュースのサービス(TEL56-6460)150秒以内、毎週水曜日内容入れ替え

・「市施設めぐり」

年6回実施、汚水処理場、清掃工場など

一般市民及び親子を対象に実施

・「行事予定表作成」

月報(毎月20日発行)	報道機関、市会議員、各学校、各課に配布 340部
週報(毎週水曜日発行)	

日報(前日作成) 市政記者室、広報課に掲示

・「ビデオ広報」

庁内3カ所において、市政番組にお知らせを加えた番組として1日4回放映

・「広報車等の利用」

広報車(ぎんなん号)放送設備付、行事その他の広報

広報取材車 放送設備付、広報事項の取材のほか行事その他の広報

カ 報道機関との連絡

市長の定例記者会見 随時

局部長定例記者会見 毎月1回

報道機関(市政記者)に対する資料の提供

(注) 記者クラブ加入社 (12社)

朝日・毎日・読売・西日本・熊日・NHK・RKK・TKU・KKT・日本経済・時事通信・共同通信

(2) 広 聴

ア 市民の声受付・処理状況

(昭58.3.31現在)

区 分 項 目		受 付 (A)						処 理 (B)				
		中央	東	南	西	北	計	完結	検討	できない	その他	計
1 企 画 広 報	企 画											
	事 務 管 理	1					1	1				1
	そ の 他											
	合 計	1					1	1				1
2 総 務	職員の接遇・サービス			1	1		2	2				2
	市 有 財 産	1					1					
	税 務	3		2	1		6	6				6
	そ の 他											
	合 計	4		3	2		9	8				8
3 市 民	自 治 振 興			1			1	1				1
	交 通 安 全 対 策	9	2	2	10	4	27	12	11	1	2	26
	戸籍・住民票・印鑑登録	1	1				2	1	1			2
	保 険			1	2		3	2	1			3
	年 金											
	福 祉		1				1	1				1
	防 犯 燈	3	1	5	8	1	18	1	2	1	13	17
	そ の 他	1	1				2				2	2
	合 計	14	6	9	20	5	54	18	15	2	17	52
4 衛 生	草 刈 り	8	39	7	7	8	69	64			4	68
	動 物 管 理	2	9		4	2	17	16			1	17
	そ 族 ・ 昆 虫	7	7	3	4	3	24	21			3	24
	水 質 汚 濁	2		1	2		5	4				4
	悪 臭	2	10	2	3	5	22	19			3	22
	騒 音 ・ 振 動	10	12	6	4	9	41	33	1		6	40
	大 気 汚 染	2	1	3	1	1	8	6			2	8
	保 健 予 防		1		1	1	3	2			1	3
	そ の 他	9	13	1	6	2	31	24	1		5	30
	小 計	42	92	23	32	31	220	189	2		25	216
	清 掃	ご み 収 集	6	5	2	4	18	17	1			18
		不 法 投 棄	8	1	3	4	21	16		1	3	20
		簡 易 浄 化 槽	1	2	1	1	7	6				6
		汲 取 り										
		そ の 他	4	5	3	2	15	11			3	14
	小 計	19	13	9	11	9	61	50	1	1	6	58
	合 計	61	105	32	43	40	281	239	3	1	31	274
5 経 済	商 工											
	農 林	1		1			2	2				2
	観 光		1			1	2	2				2
	耕 地	1			1		2		2			2
	緑 化 推 進	1			1	1	3	1			1	2
	そ の 他											
	合 計	3	1	1	2	2	9	5	2		1	8

総務

区 分 項 目		受 付 (A)						処 理 (B)				
		中央	東	南	西	北	計	完結	検討	できない	その他	計
6 建	舗 装 新 設	4	7	3	13	7	34	10	10	1	11	32
	舗 装 修 理	62	46	15	33	21	177	150	19		7	176
	砂 利 道 修 理	3	7	3	4	4	21	14			7	21
	路 側 修 理	4	4		8	2	18	16			2	18
	改 良	4			16	4	24	2	17		6	25
	私 道 整 備		1	1	2	1	5	2			3	5
	歩 道	6	5	1	5	1	18	10	7		1	18
	防 護 柵	6	8	6	9	3	32	17	9	2	3	31
	反 射 鏡	7	16	2	20	7	52	28	17	4	5	54
	区 画 線	1	2	1	2	1	7	3		3		6
	照 明 燈	6	2	1	6	4	19	9	6	1	5	21
	街 路 樹	5	1		1		7	4	1		2	7
	清 掃	3	2	1	2	3	11	7			4	11
	市 道 認 定	2	1				3	1			2	3
	境 界				1		1	1				1
	占 用	6	8	2	3	2	21	14	2		5	21
	橋 梁		1	1	2	1	5	4	1			5
	工 事 に 付 随	5	12	3	5		25	22			3	25
	そ の 他	4	8	3	7	7	29	20	1		7	28
	小 計	128	131	43	139	68	509	334	90	11	73	508
設 溝	浚 渫	10	26	17	10	5	68	52	1		15	68
	修 理	8	5	5	7	1	26	18	5		3	26
	新 設	2	13	1	13	8	37	9	16		9	34
	蓋	16	21	5	21	6	69	57	10		1	68
	暗 渠	1					1	1				1
	工 事 に 付 随	3	1		1		5	4			1	5
	そ の 他	2	2	1		2	7	4	2		1	7
	小 計	42	68	29	52	22	213	145	34		30	207
排 水 路	浚 渫	15	11	10	11	8	55	47		2	7	56
	修 理	1		1	1		3	2	1			3
	改 良	2	3	4	12	2	23	7	9		5	21
	蓋	3	4	3	9	1	20	6	8	1	4	19
	暗 渠		1	1			2	1	1			2
	工 事 に 付 随		2	2	2		6	3			3	6
	そ の 他		2	1	4	1	8	3	1		4	8
	小 計	21	23	22	39	12	117	69	25	3	18	115
公 共 下 水 道	浚 渫	4	1	1	1		7	6			1	7
	修 理	1	1				2	3				3
	新 設	2	2		2		6	3	2			5
	井	2		1	2		5	5				5
	人 孔	3					3	3				3
	受 益 者 負 担 金 利 用		3			1	4	1	1		2	4

区 分 項 目		受 付 (A)						処 理 (B)				
		中央	東	南	西	北	計	完 結	検 討	でき ない	その他	計
建 設	そ の 他	1	4	2		1	8	6			2	8
	小 計	23	11	4	5	2	35	27	3		5	35
	河 清 掃	2			1		3	2		1		3
	河 改 良	1			11		12	6	6			12
	工 事 に 付 随	1	4			1	6	3	1		2	6
	そ の 他		1	1	1		3	2	1			3
	小 計	4	5	1	13	1	24	13	8	1	2	24
	都 市 開 発											
	開 発 行 為	3	1	1	2	2	9	5	2		2	9
	区 画 整 理											
	公 園 ・ 広 場	7	2		6	3	18	10	8			18
	そ の 他	3	1		2	2	8	3	1		4	8
	小 計	13	4	1	10	7	35	18	11		6	35
	建 築											
	建 築 指 導	9	4	2	1	1	17	13	2		2	17
	市 営 住 宅				3		3	1	1		1	3
	日 照 権	1	1				2	1			1	2
	そ の 他	6		1	2	1	10	8			2	10
	小 計	16	5	3	6	2	32	23	3		6	32
	建 設 そ の 他	1	1		1		3	2				2
	合 計	238	248	103	265	114	968	631	169	15	145	960
7	教 育	5	2		1	1	9	3	4		1	8
8	交 通	3	3		1	1	8	1	5	2		8
9	水 道	2	3	3	6	1	15	14	1			15
10	消 防	2	1				3	3				3
11 外 関 部 団 機 体	国	3	2				5	4				4
	県	7	3	2	4	5	21	13	1		5	19
	そ の 他	1				1	2	1		1		2
	合 計	11	5	2	4	6	28	18	1	1	5	25
12	市 政 以 外	9	6	6	3	3	27	19	1		6	26
総 計		353	380	159	347	173	1,412	960	201	21	206	1,388

(注) 完 結……………希望どおりに工事ができたり制度を適用できたもの

検 討……………可能性があり将来の計画で検討されるもの

できない……………当分不可能なもの

その他……………希望どおりではないが他の方法で説明できたもの

方法 受付	電 話	文 書	来 庁	そ の 他	計
累 計	741	144	427	100	1,412

内容 受付	相 談	苦 情	要 望	陳 情	計
累 計	82	909	277	144	1,412

イ 特別相談

相談種目	曜日・時	担当	相談内容	相談件数
税務相談	㊸ 13:00~16:00	税理士	所得税・相続税・贈与税など	215
人権相談	㊸ 13:00~16:00	人権擁護委員	名誉の侵害・家庭問題など	388
登記相談	㊸ 13:00~16:00	司法書士 土地家屋調査士	相続・土地・建物登記など	414
法律相談	㊸・㊹ 13:00~16:00	弁護士	民事・法的解釈を必要とするものなど	819
サラ金 苦情相談	㊸~㊹ 9:00~16:00	専門相談員	サラ金に関することなど	515
労働社会 保険相談	第1・3㊸ 9:00~12:00	社会保険労務士	労務管理・各種年金・労災など	30
建築相談	第3㊸ 9:00~12:00	市職員	建築及び関係事項についての ことなど	20

(注) 労働社会保険相談及び建築相談は昭和56年12月開設

法律相談は予約制(8名)相談当日の午前8時30分から電話により、市民相談課で直接受け付け

ウ 市政懇談会

婦人市政懇談会「第11回市政を考える婦人のつどい」

開催日時 昭和58年2月10日 午後零時30分~午後3時30分

会場 産業文化会館大ホール

発言内容 「消費センター」のPR強化について

「都市の美化」を審議する機関の設置について

熊本都市圏行政について

社会福祉会館の建設について

駐輪場の整備について

市民農園計画について

防災上危険性のある廃屋の防災査察について

白川病院跡地利用について

参加者 婦人会会員約600名

エ 市政モニター制度

昭和47年に制定した本市の「市政モニター設置要綱」に基づき昭和57年度のモニター活動を下記のとおり実施した。

モニター数＝134名、構成＝一般公募者と各種団体構成員

任期＝1年、謝礼＝記念品

○ アンケート調査

第1回「都市の緑化について」

第2回「火の国まつりについて」

第3回「熊本市を貫流する白川について」

○ 現地視察広聴会「健やかで明るいまちづくり」

健軍水源地、東部污水处理場、健軍消防署、東部清掃工場、はぜ山埋立地、託麻市民センター

○ モニター会議4回

・委嘱式

・分科会 中央部地区分科会

東部 "

西部 "

南部 "

北部 "

・提言会議（代表者会議）

・活動報告、提言

7 事務改善

（1）新庁舎建設に伴う窓口事務改善

ア 窓口改善の基本方針（53年4月策定、総合窓口プロジェクトチーム）

- ① 歩かせない窓口をつくる
- ② 待たせない窓口をつくる
- ③ 親切的窓口をつくる
- ④ 自由に選べる窓口をつくる
- ⑤ 働きやすい窓口をつくる

この五つの方針に沿った近代的な明るい窓口の実現をめざし、市民サービスと事務能率の向上を図るべく、改善計画を立て、新庁舎にふさわしい窓口事務処理のシステムをスタートさせた。（56年11月24日開庁）

イ 窓口のレイアウトと機能の統合

市民と接触の多い主要窓口部門を、次の五つの部門にブロック化し、庁舎低層部1～2階に配置するとともに特に関連の深い窓口を相互に接近させレイアウトした。

- ① 市民部門 ② 福祉部門 ③ 税務部門
- ④ 相談部門 ⑤ 出納部門

また、エスカレーター等で1～2階を一体化し、立体的な総合窓口としての機能を持たせた。

ウ 市民課の窓口改善

レイアウト

来庁市民の約70%を受け持つ市民課を1階エントランスホール正面中央に配置、前方に17mのサークルカウンターを、その後方に全長35mの直線カウンターを設置した。（各種届・申請等の用紙交付、記載指導などの一次業務と、受付・処理・交付などの事務を分離し、その間をベルトコンベアで連結）

各種事務機器等の導入

- 書類搬送用ベルトコンベアシステム全23系統
（堅スノコ型、総延長757メートル、うち、カウンター内設9本）
- 電動回転保管庫（戸籍用5台、住民票用10台）
- 電光呼出表示盤（交付窓口、待合室用、交付呼出しランダム電子番号表示装置）
- その他（高速乾式複写機9台など）

エ 複写電送装置（ファクシミリ）の導入による本庁支所間オンラインシステムサービス実施

本庁市民課と市内6支所との間を通信回線（一般加入回線）で接続したオンラインによる複写電送システムを採用し、本庁と全支所間、及び各支所相互間における戸籍、住民票、印鑑の各証明発行事務を所管区域に制約されことなく相互電送処理によって行う窓口サービスの実施。（57年2月から全面運用開始）

オ その他

- マイクロフィルムシステムの採用
市民課（除籍、改製原戸籍等）
資産税課（土地・家屋課税台帳）
- 文書保管庫の設置
庁舎各階に、各課共用の保管文書倉庫を設置
移動書架を全面採用

(2) コンピューターの活用

コンピューターの導入及び準備事務

- 55年1月 オフィスコンピュータの導入（労働課）
失対事業就労者の賃金計算事務等に利用
採用機種 沖電気工業OKITACシステム9 モデル30（超小型機）
- 55年8月 競輪場にコンピュータ導入（事業課）

投票券の発行、集計等の機械化実施

採用機種 日本トーター TOTOR 555H (中型機)

○ 55年5月 庁内に「住民記録電算化研究会」(市民課、選管事務局、企画調整課で構成)を設置

○ 55年6月 職員のコンピュータ教育研修開始

導入準備要員及び関係課職員の教育研修(地方自治情報センターのセミナー受講派遣)

55年度 27人

56年度 11人

○ 56年8月 「熊本市電子計算組織活用研究協議会」を設置(関係部局長らで構成、コンピュータの活用による行政事務近代化と市民サービス向上のための総合的、かつ、基本的方策につき研究協議に着手)

○ 57年11月 図書館にコンピュータ導入(漢字処理)

FACOM V-850 (小型機)

電算処理委託状況

(昭和57年度)

部 門	主 管 課	処 理 業 務	委託料(千円)	委 託 先	開始 年度
税 務 部 門 (税 務 部)	市 民 税 課	市 県 民 税	37,349	R K K	41
		軽 自 動 車 税	6,188	"	43
	資 産 税 課	固 定 資 産 税	44,802	"	41
	主 税 課	法 人 市 民 税	6,587	"	54
		税 収 納 管 理	58,402	"	45
		税収納明細(COM)	5,278	福岡電算	54
	納 税 課	口座振替・滞納整理	18,147	R K K	47
		納税組合事務費	1,396	"	47
	小 計		178,149		
総 務 部 門 (会 計 室) (総 務 部) (職 員 部)	会 計 室	財 務 会 計	6,876	R K K	53
	財 政 課	市 債 統 計	516	"	43
	給 与 課	給 与 計 算	14,870	"	42
	職 員 厚 生 課	職 員 健 康 保 険	405	"	44
		団体保険・厚生貸付	1,202	"	47
		家族療養附加金	1,053	"	47
	小 計		24,922		
民 生 部 門 (市 民 部) (福 祉 部)	保 險 課	国 民 健 康 保 険	47,572	R K K	42
		同 レ セ プ ト	27,868	"	56
		乳 児 ・ 障 害 者 医 療	7,299	"	56
	国 民 年 金 課	国 民 年 金	22,200	K I S	51
		所 得 状 況	101	R K K	51
	社 会 課	生 活 保 護 医 療 券	4,847	"	51
		児 童 手 当	2,539	K I S	48
	保 育 課	児童措置費(保育料)	7,546	R K K	49
	小 計		119,972		
建 設 部 門 (下 水 道 部) (計 画 部)	下 水 道 管 理 課	受 益 者 負 担 金	2,693	R K K	44
		下 水 道 使 用 料	6,619	K I S	51
		水 洗 化 貸 付 金	4,890	"	51
	小 計		14,202		
市 民 病 院	病院事務局	病 院 経 理	4,638	R K K	55
水 道 局	営 業 課	水 道 料 金	62,425	K I S	42
交 通 局	総 務 課	給 与 計 算	2,678	熊本計算	44
合 計	16 課	28 業 務	406,986	4社に委託	

(注) 委託先 RKKは、アール・ケー・ケーコンピュータサービス

KISは、熊本情報処理センター

8 職 員 研 修

(1) 研修受講人員

(昭和57年度)

区 分	職 場 外 研 修				派 遣 研 修	合 計
	一般研修	専門研修	その他	計		
延 人 員	733	889	2,644	4,266	306	4,572

(2) 一般研修

研 修 名	対 象	回数	人 員	日 数	実 施 期 間	内 容
新規採用 職員研修	前 期	一般行政職、衛生技術、 技能労務職(男)	回 人	日 月		対象 235人 前期採用者 187人 後期 " 48人 公務員としての自覚と意識の確立を図らせ、職務遂行に必要な実務の基礎知識を習得させ、職場への適応力と市職員としての心構えを養成する 特に接遇(礼儀)の向上、自主自立(律)精神の涵養心身の鍛錬に重点を置くとともに常に問題意識を持って自ら行動する職員を育成する 講師……主に部内講師
	期	技能労務職(女…教委等 配属)	1 12	49 4		
	探 用	保母、技能労務職(女… 保育園配属)	1 15	10 4		
	用	看護婦	1 9	12 4		
		消防士	1 15	5 4		
		医療技術職	1 14	24 5		
		一般行政職	1 15	49 10~11		
	後 期 採 用	保健婦、衛生技術、看護婦	1 9	49 10~11		
		技能労務職(男、女)	1 24	49 10~11		
事務員・技術員 研 修	主 技 師 補 補	1	34	3	6	職務を適切に遂行するために要請される知識・技能・態度及び判断力・表現力の基礎を養う 講師……部内講師及び部外講師
吏員研修(1)	主 技 師	3	63	4	5	担当する職務を遂行するために必要な法の解釈と運用能力の基礎知識を習得するとともに市行政の現状と将来を認識する 講師……部内講師及び部外講師
吏員研修(2)	主 技 師	3	101	5	8~9	中堅吏員としての市行政のあり方と今後の方向についての主体的な考え方を確立するとともに高度な知識と応用力、判断力、表現力を養う 講師……部内講師及び部外講師 委託先…組織能力開発センター
係長研修(1)	新 任 係 長 職	2	50	5	7~8	新任監督者としての職務、役割を遂行するために必要な知識、技能及び原理原則の習得を図る 講師……部内講師
係長研修(2)	係 長 職	3	92	3	1~2	重要かつ複雑な職務を執行管理するために必要な監督者としての応用力、実践力をOJTリーダー養成をとおして習得する 講師……部内講師
課長補佐研修(1)	新 任 補 佐 職	2	57	3	10	課長の職務、役割を補助代行する補佐としての職務を遂行するために必要な知識、技能を習得する 委託先…人材開発研究所
課長補佐研修(2)	課 長 補 佐 職	2	41	3	2	課長補佐として重要かつ複雑な職務を執行管理するために必要な知識、技能を習得する 講師……部内講師
課 長 研 修	課 長 職	2	60	3	9~10	市行政を効果的に執行するために必要な総合的視野にたったものの見方、考え方及び諸々の問題に対する解決能力を養う 委託先…人材開発研究所
部 長 研 修	部 長 職	0				複雑多岐な地方行政の企画決定及び運営に直接携わる上級管理者として要請される高度な行政能力と時代に即応した行政感覚を養成する 講師……部外講師

総務

(3) 専門研修

研 修 名	対 象	回 数	人 員	日 数	実施時期	内 容
文書事務研修	全 職 員	2	98	3	8	行政を民主的、能率的に処理するために必要な文書事務の合理的運用能力を養う 講師……部内講師及び部外講師
接 遇 研 修	〃	2	41	2	2	公務員として、日常業務に必要な接遇の心構え及び態度について考えるとともに、応対のあり方について習得する 委託先……日本人事管理協会
手 話 研 修	〃	1	20	38 (1日 …2H)	4～3	聴覚障害のある市民と意思の疎通を図り互いに理解を深めあう。聴覚障害者へのサービス向上とともに、手話のできる職員が庁舎内各所に居ることで安心感を与え気楽に来庁できる雰囲気を作る。(56年度から継続) 講師……熊本県ろう者福祉協会理事長
法制執務研修	〃	0				立法事務の原則及び技術を正しく理解するとともに、法の解釈及び運用能力の向上を図る 講師……熊大教授
用 地 研 修	〃	1	46	3	1	用地担当職員の基礎知識の普及技術の向上をはかる 講師……部外講師
電気技術研修	電気技術職	5	10	2～3	5・7・8 11・1	電気設備の保全管理について 委託研修
栄養士研修	栄 養 士	1	40	1～3	4・8・1	複雑多岐化する栄養士の業務を合理的かつ能率的に遂行する能力を養う 講師……部外講師 委託研修……2件
保育所研修	保 母	21	358	1～5	5～3	障害児保育、自閉症児保育、幼児体育、中堅保母、園長研修等の専門的な知識及び技術を習得することにより保育者としてのその資質の向上を図る 講師……部外講師 委託研修
保健婦研修	保 健 婦	9	206	1～8	5・7・9・ 11・12・3	保健業務遂行に必要な医学的知識を理解習得することにより保健業務の拡充と保健婦の資質の向上を図る 講師……部外講師 委託研修
行政法研修	全 職 員	1	24	10 (半日)	11～12	行政及び行政法の意義、特質を理解するとともに行政処分を法律行為として思考処理する能力を養う 講師……熊大教授
地方自治法研修 [憲法と地方自治]	〃	1	25	5 (半日)	7	現実に生起する問題に対処できるよう行政実例、判例等を引用しつつ地方公共団体の組織及び運営についての基本法である地方自治法の体系的な理解を図る 講師……熊大教授
地方公務員 法 研 修	〃	0				地方公務員法の理念、性格および具体的内容を現行公務員制度の関連において理解する 講師……部内講師
民 法 研 修	〃	1	21	10 (半日)	1～2	私人相互関係を規律する民法の中の「物権法」の概要を理解するとともに公法との関連についても言及することにより、行政の公正的確な処理能力を養う 講師……熊本商大講師

(4) リーダー養成研修・その他の研修

研修名		対象	回数	人員	日数	実施時期	内 容
リーダー養成研修	部内講師養成研修	部内講師	回0	人	日	月	部内講師に研修のあり方、学習指導の方法等を習得させることにより職員研修の効果をより高める
	公務員倫理指導者研修(KET)	"	0				委託先……公務研修協議会
	公研協方式 接遇指導者研修	"	1	2	2	1	「接遇研修指導者養成研修会」 (研修資料 改訂説明会)
	JST 指導者養成研修 (標準課程)	"	2	4	3~8	4・6	委託先……日本人事管理協会 「JST指導者養成課程」 (3人は第3次改訂説明会出席)
	JST 指導者養成研修 (継続課程)	"	1	1	6	10	委託先……日本人事管理協会 「事例研究技法コース」
	OJT 指導者養成研修	"	1	1	6	10	委託先……産業能率大学
その他の研修	職員講演会	全職員	6	1,160	1 (半日)	4・6・7 10・1・3	「女性史の窓から」 山崎朋子氏 「内外情勢あれこれ」 内田健三氏 「新しい局面に入った米・中・ソ関係と日本」 田久保忠衛氏 「現代と人間の命」 竹熊宣孝氏 「歴史に学ぶ」 童門冬二氏 「ふたつの人生」 安永路子氏
	職場研修	商工部課 保健課 都市再生対策室 教育委員会 保健衛生研究所 北部清掃事業所 食肉センター	9	40 135 12 69 10 135 11	412		
	森の都の法 子育て法	乳幼児を 家庭に持つ職員	1	84	3 (1日 …2H)	10	正しい子育て法を家庭から地域へと広げることにより明るい町づくりの実践に役立てる 講師……部外講師
	道路交通法 講習会	全職員	1	396	1	9	交通安全対策課と共催
	源泉所得税 実務研修会	庶務、経理担当 職員	1	190	1	6	会計室と共催
	同和問題講演会		1	350	0.5	10	講師……名城大学教授 吉岡 進氏 同和対策室と共催
	ファミリー トレーニング	保険課 社会課 水道局営業課	1	32	3	2	課(組織=ファミリー)を一つの単位として組織目標を合理的、能率的、計画的に達成するための問題点の把握とその解決法を追求する 委託先……組織能力開発センター
	通信教育	全職員	1	0(282 人受講 中)	2~ 10ヵ月	58年1月 ? 58年12月	教養コース、事務管理コースほか 実施校……産業能率短期大学、日本マネジメントスクール、日本経営協会 日本ペンスクールほか
	聴講生	"	1	7		4~3	委託先……熊本大学法学部 講座名……行政法総論、労働法、社会政策
	研究生	"	1	5		4~3	委託先……熊本大学医学部

(5) 派遣研修

研 修 名		場 所	人 員	期 間
研修所派遣研修	海 外 派 遣 研 修	欧 ・ 北 米 ・ 豪	3 人	16・13・23日間
	自 治 大 学 校 (1 部)	東 京 都	1	6 カ月
	自 治 大 学 校 (2 部)	〃	1	3 カ月
	自 治 大 学 校 (税 務)	〃	1	1 カ月
	都 市 派 遣 研 修	岡 山 市、姫 路 市 ほ か	19	3 日
		大 阪 市、和 歌 山 市 ほ か	19	3 日
		広 島 市、神 戸 市	3	3 日
		鹿 児 島 市	15	2 日
特選別研修	熊日市民大学「経営セミナー」	熊 本 市	41	5月～3月
	行財政研修会東京セミナー	東 京 都	2	3 日
	本 省 派 遣 研 修	厚 生 省、自 治 省 全 国 市 長 会 ほ か	4	1 年間
各課研修	専 門 技 術 研 修	東 京 都 ほ か	48	1 日～7 日
	一 般 派 遣 研 修	〃	1 47	2 日～1 年間

9 選 挙

(1) 永久選挙人名簿登録者数

(昭57. 5.24現在)

開票区	投票区	投 票 所	男	女	計
1	1	碩 台 小 学 校	1,348	1,893	3,241
	2	信愛女学院幼稚園	895	1,384	2,279
	3	桜 山 中 学 校	3,126	2,671	5,797
	4	黒 髪 小 学 校	1,553	1,641	3,194
	5	市 立 高 校	1,458	1,824	3,282
	6	弓 削 出 村 公 民 館	1,356	1,485	2,841
	7	龍 田 小 学 校	3,460	3,842	7,302
	8	武 蔵 小 学 校	1,528	1,671	3,199
	9	楠 小 学 校	2,708	3,060	5,768
	10	麻 生 田 小 学 校	2,891	3,350	6,241
	11	城 北 小 学 校	2,887	1,539	4,426
	12	八 景 水 谷 公 民 館	1,270	1,549	2,819
	13	清 水 小 学 校	2,216	2,605	4,821
	14	亀 井 公 民 館	1,287	1,535	2,822
	15	高 平 台 小 学 校	2,704	3,125	5,829
	16	銀杏学園短期大学	1,286	1,479	2,765
	17	京 陵 中 学 校	1,300	1,729	3,029
	18	壺 川 小 学 校	1,864	2,429	4,293
	19	京 町 台 保 育 園	947	1,250	2,197
	20	池 田 小 学 校	2,620	2,710	5,330
	21	一 新 幼 稚 園	910	1,339	2,249
	22	一 新 小 学 校	1,399	1,917	3,316
	23	横 手 保 育 園	885	1,164	2,049
	24	慶 徳 小 学 校	791	1,167	1,958
	25	熊 本 市 役 所	1,434	2,121	3,555
	26	白 川 小 学 校	1,229	1,626	2,855
	27	鎮 西 高 校	1,034	1,359	2,393
	28	大 江 小 学 校	2,177	2,552	4,729
	29	九 州 学 院	1,390	1,831	3,221
	30	託 麻 北 小 学 校	1,570	1,744	3,314
	31	託 麻 東 小 学 校	3,175	3,451	6,626
	32	託 麻 西 小 学 校	3,239	3,483	6,722
	33	県身体障害者福祉センター	1,193	1,298	2,491
	34	清水北老人憩の家	648	716	1,364
	35	上熊本老人憩の家	523	621	1,144
	36	託麻市民センター	1,157	1,149	2,306
	小 計		61,458	70,309	131,767
2	41	五 福 小 学 校	867	1,223	2,090
	42	花 園 公 民 館	1,430	1,734	3,164
	43	花 園 小 学 校	2,767	3,119	5,886
	44	岳 林 寺	1,710	2,147	3,857
	45	城 西 小 学 校	2,785	3,364	6,149
	46	春 日 小 学 校	2,178	2,503	4,681
	47	春 日 保 育 園	866	1,166	2,032
	48	古 町 小 学 校	1,583	2,060	3,643
	49	三 陽 自 動 車 学 校	2,113	2,660	4,773
	50	白 坪 小 学 校	1,699	1,929	3,628
	51	池 上 小 学 校	1,827	2,100	3,927
	52	城 山 小 学 校	2,620	3,013	5,633
	53	松 尾 東 公 民 館	504	567	1,071

総務

開票区	投票区	投票所	男	女	計
2	54	松尾西小学校	576	624	1,200
	55	松尾北公民館	110	126	236
	56	小島小学校	1,091	1,279	2,370
	57	有明保育園	264	295	559
	58	中島小学校	704	821	1,525
	59	二番公民館	822	925	1,747
	60	城南中学校	1,816	2,694	4,510
	61	川尻公民堂	1,628	1,943	3,571
	62	力合小学校	1,757	1,972	3,729
	63	日吉小学校	2,963	3,354	6,317
	64	森下保育園	1,959	2,134	4,093
	65	向山小学校	1,698	2,095	3,793
	66	世安公民館	1,356	1,649	3,005
	67	本荘小学校	1,304	1,817	3,121
	68	春竹小学校	2,560	3,248	5,808
	69	事業内高等職業訓練校	1,687	1,976	3,663
	70	託麻中学校	1,833	2,101	3,934
	71	田迎小学校	2,293	2,519	4,812
	72	御幸小学校	2,392	2,687	5,079
	73	仁愛幼稚園	883	1,060	1,943
小計			52,645	62,904	115,549
3	81	西原小学校	3,137	3,266	6,403
	82	西原公民館	981	1,138	2,119
	83	菊水学園	1,497	1,633	3,130
	84	託麻原小学校	2,949	3,286	6,235
	85	東水前寺公民館	2,143	2,623	4,766
	86	帯山中学校	1,652	1,844	3,496
	87	帯山小学校	2,504	3,018	5,522
	88	帯山校区第6町内公民館	1,482	1,668	3,150
	89	京塚公民館	1,291	1,535	2,826
	90	尾ノ上小学校	2,898	3,213	6,111
	91	月出校区第1町内公民館	3,083	3,177	6,260
	92	東町小学校	2,077	1,933	4,010
	93	桜木小学校	2,790	3,049	5,839
	94	秋津第2公民館	1,367	1,535	2,902
	95	東野中学校	1,727	1,974	3,701
	96	若葉小学校	2,234	2,620	4,854
	97	泉ヶ丘小学校	1,428	1,733	3,161
	98	泉ヶ丘公民館	1,518	1,909	3,427
	99	健軍小学校	1,811	2,006	3,818
	100	湖東中学校	1,979	2,349	4,327
	101	砂取小学校	2,347	3,069	5,416
	102	熊本県住宅供給公社	842	1,050	1,892
	103	画図公民館	1,516	1,692	3,208
	104	江津湖団地第2集会所	1,883	2,170	4,053
	105	出水小学校	1,530	2,085	3,615
	106	覚法寺	1,226	1,555	2,781
	107	出水中学校	2,706	3,094	5,800
	108	白山小学校	3,048	3,520	6,568
	109	白山保育園	785	979	1,764
	110	月出小学校	1,819	1,995	3,814
	111	健軍東小学校	1,105	1,122	2,227
小計			59,355	67,840	127,195
合 計			173,458	201,053	374,511

(2) 市議会議員選挙各種記録の推移

選挙施行年月日 区 分	昭42.4.28	昭46.4.25	昭50.4.27	昭54.4.22	昭58.4.24
有権者総数	249,685	301,864	318,169	340,548	362,884
投票者数	184,472	219,808	229,076	243,010	248,675
投票率(%)	73.88	72.82	72.00	71.36	68.53
立候補者数	99	89	68	64	64
定数	48	52	52	52	52
最高得票数	3,664	4,661	5,618	6,498	6,762
当選者最低得票数	1,916	2,438	2,700	3,206	2,754
立候補者最高年齢	73	66	68	80	84
最低年齢	29	26	27	30	27

(3) 各種選挙の投票率

(単位 %)

選挙別 開票区	第 1	第 2	第 3	全 体
衆議院議員総選挙 (昭54.10.7)	69.55	69.89	69.42	69.61
衆議院議員総選挙 (昭55.6.22)	74.95	74.22	74.86	74.69
参議院議員通常選挙 (昭55.6.22)	74.88	74.14	74.78	74.62
熊本市長選挙 (昭57.11.21)	39.66	39.45	38.09	39.06
熊本県知事選挙 (昭58.2.6)	30.26	26.95	28.75	28.73
県議会議員一般選挙 (昭58.4.10)	64.71	68.06	64.37	65.63
市議会議員一般選挙 (昭58.4.24)	67.13	72.47	66.35	68.53
参議院議員通常選挙 (昭58.6.26)	55.96	53.26	56.25	55.23

(4) 各種選挙党派別得票状況

選挙別	党派別	区 分	自 民	社 会	公 明	民 社	共 産	諸 派	無所属	計
衆議院議員総選挙 (熊本県第1区) 定数 5		総得票数	56,953	69,664	39,755	—	10,188	1,286	63,872	241,718
		最高 "	33,844	42,013	39,755	—	10,188	1,286	45,565	—
		最低 "	23,109	27,651	39,755	—	10,188	1,286	555	—
		得票率%	23.56	28.82	16.45	—	4.22	0.53	26.42	100
		候補者数	2	2	1	—	1	1	3	10
衆議院議員総選挙 (熊本県第1区) 定数 5		総得票数	122,124	50,800	47,605	—	11,511	1,659	25,591	259,290
		最高 "	46,926	50,800	47,605	—	11,511	1,659	25,591	—
		最低 "	35,096	50,800	47,605	—	11,511	1,659	25,591	—
		得票率%	47.10	19.59	18.36	—	4.44	0.64	9.87	100
		候補者数	3	1	1	—	1	1	1	8
参議院議員通常選挙 (地 方 区) 定数 2		総得票数	140,958	90,889	—	—	15,125	—	—	246,972
		最高 "	76,690	90,889	—	—	15,125	—	—	—
		最低 "	64,268	90,889	—	—	15,125	—	—	—
		得票率%	57.08	36.80	—	—	6.12	—	—	100
		候補者数	2	1	—	—	1	—	—	4
熊 本 市 長 選 挙		総得票数	116,944	—	—	—	—	15,241	9,230	141,415
		最高 "	116,944	—	—	—	—	15,241	6,759	—
		最低 "	116,944	—	—	—	—	15,241	2,471	—
		得票率%	82.70	—	—	—	—	10.78	6.52	100
		候補者数	1	—	—	—	—	1	2	4
熊 本 県 知 事 選 挙		総得票数	80,028	—	—	—	17,193	4,122	—	101,343
		最高 "	80,028	—	—	—	17,193	4,122	—	—
		最低 "	80,028	—	—	—	17,193	4,122	—	—
		得票率%	78.97	—	—	—	16.97	4.06	—	100
		候補者数	1	—	—	—	1	1	—	3
県 議 会 議 員 選 挙 (熊本市選挙区) 定数 16		総得票数	100,993	42,546	41,137	9,404	13,165	9,856	21,021	238,122
		最高 "	16,033	10,954	14,019	9,404	13,165	9,856	10,805	—
		最低 "	9,838	10,451	13,370	9,404	13,165	9,856	4,468	—
		得票率%	42.41	17.87	17.28	3.95	5.53	4.14	8.82	100
		候補者数	8	4	3	1	1	1	3	21
市 議 会 議 員 選 挙 定数 52		総得票数	93,738	43,897	35,083	10,729	8,745	804	53,521	246,519
		最高 "	6,762	5,260	5,140	5,453	3,160	573	5,856	—
		最低 "	2,396	3,340	3,645	5,275	2,754	231	21	—
		得票率%	38.02	17.81	14.23	4.35	3.55	0.33	21.71	100
		候補者数	21	10	8	2	3	2	18	64
参議院議員通常選挙 (選 挙 区) 定数 2		総得票数	115,204	75,604	—	—	8,621	—	—	199,429
		最高 "	81,576	75,604	—	—	8,621	—	—	—
		最低 "	33,628	75,604	—	—	8,621	—	—	—
		得票率%	57.77	37.91	—	—	4.32	—	—	100
		候補者数	2	1	—	—	1	—	—	4

(注) 県、市議選の最低得票数は当選者分を示す
 国会議員の選挙については、熊本市の投票結果を記載
 按分による小数点以下の得票数は省略
 衆議院議員選挙における「諸派」は「日本労働党」
 熊本市長選挙における「諸派」は「熊本市をよくする会」
 熊本県知事選挙における「諸派」は「青年愛国党」
 県議会議員選挙における「諸派」は「新自由クラブ」
 市議会議員選挙における「諸派」は「日本労働党」「民権の会」

10 国 際 交 流

本市は、友好都市の関係にある中華人民共和国桂林市並びに、10数年友好親善を深めているドイツ連邦共和国ハイデルベルク市との相互交流を促進し、両市市民の相互理解と親善、交流を進めている。

更に各国との交流についても、国際社会の一員として責任と自覚のもとに友好親善を進めていく。

(1) 中華人民共和国桂林市

- 熊本市と桂林市は、昭和54年10月1日の友好都市締結以来長期的視野に立つて、両市間の経済・科学技術・都市建設・文化・観光等の各分野にわたる交流、協力を促進するため積極的な各種交流事業を進めている。

提携までの経緯

昭和54年7月、中国桂林市へ友好都市締結についての事務打合せのための先遣団を派遣、同年10月1日、梁成業桂林市革命委員会主任を団長とする桂林市友好訪問団一行20名を熊本市に迎え、市議会の同意を得て、市制施行90周年記念式典と機を一にして友好都市の調印式を挙行政した。

更に昭和55年1月星子熊本市長を団長とする熊本市友好訪問団が桂林市を中心に中国各地を歴訪し、友好交流事業について具体的話し合いを行って以来、両市の友好往来はますます活発になり、特にこの間の往来は、将来の交流の基礎を築いた。

主な交流状況

- | | | |
|-----|-----|---------------------------------|
| 55年 | 1月 | 熊本市友好訪問団の桂林市訪問 |
| | 5月 | 桂林市考察組の来熊 |
| | 8月 | 熊本市高校生の桂林市訪問(56、57年も実施) |
| | 8月 | 梁山桂林市革命委員会主任及び桂林市歌舞団一行の火の国まつり参加 |
| | 10月 | 公害共同考察組を桂林市へ派遣 |
| 56年 | 2月 | 熊本市の千原桜を桂林市へ贈呈 |
| | 10月 | 熊本市民友好の翼の桂林市訪問(57年も実施) |
| 57年 | 4月 | 桂林市留学生の受入れ |
| | 8月 | 桂林市体育代表団来熊 |
| | 10月 | 熊本経済交流訪中団の派遣 |

桂林市の概要

桂林市は、中国西南部、広西壮(チワン)族自治区の東北部に位置する永い歴史をもった風光明媚な都市で、市内には澄みきった水がゆったりと流れる漓江沿いに、南面にみられるような奇峰、奇岩(象鼻山・独秀峰・疊彩山・蘆笛岩などと名付けられている)がそそり立ち「桂林山水甲天下」と謳われるすばらしい景観を呈している。

また、桂林の桂はキンモクセイのことで、キンモクセイの街路樹が街の隅々まで植えられて、花の咲く9月、10月には街中がその香りで包まれる。

桂林市の人口は、現在約39万人で、大多数は漢民族であるが、回・壮・苗瑶などの民族からなっている。面積は525平方キロメートル(熊本市の約3.1倍)で、気候は亜熱帯地方に属し、年間の平均雨量は1,900ミ

リメートル、平均気温19℃と温和で、住みよい地方とされ、古くから広西の政治、文化の中心地として栄えてきたところである。

(2) ハイデルベルク市

熊本市とハイデルベルク市とは、10数年来の交流を重ねている。

ツンデル、ハイデルベルク市長の来熊、星子熊本市長のハイデルベルク市訪問、更に57年8月両市市旗の交換は、両市間の友好の絆を一段と強固なものにした。

これを機に今後は更に、経済・文化等の各分野にわたって両市の交流を深め、両市市民の友好親善を進めていく。

主な交流状況

- 55年11月 ツンデル、ハイデルベルク市長の来熊
- 56年 8月 星子熊本市長のハイデルベルク市訪問
- 57年 8月 ハイデルベルク市管弦五重奏団の火の国まつり参加
- 58年 6月 交流事業促進のためのハイデルベルク市訪問団を派遣

ハイデルベルク市の概要

バーデン＝ヴュルテンベルク州ノルトバーデン県に位置し、昔のおもかげをとどめた古城と大学のまち。人口13万人。

ネッカー川とライン川の合流点に近く、標高116メートル、温和な気候に恵まれた、ドイツで最も美しい都市のひとつである。

11 名 誉 市 民

(昭58. 4. 1現在)

故徳富猪一郎(蘇峰)氏(昭和30年顕彰)

文久3年1月25日生まれ。近世日本の先覚者として、また、すぐれた思想家であった。

熊本在住中は大江義塾の創始者として子弟の教育に専念し、その啓蒙的影響が大であった。

昭和32年11月2日逝去(94歳)

故高橋守雄氏(昭和30年顕彰)

明治16年1月1日生まれ。第7代市長として、3大事業などを完遂(二十三聯隊の移転、市電、上水道の開設その他)熊本市の近代化、発展、繁栄につくし、また、教育者として、郷土教育の振興育成に活躍した。

昭和32年5月6日逝去(74歳)

故細川謹立氏(昭和35年顕彰)

明治16年10月21日生まれ。細川家16代当主、有斐学舎の舎長、また、肥後奨学会の総裁に就任、多額の奨学金を出資し学徒の育成援護につくした。さらに国の文化財保護委員会委員として、本市の重要文化財、史跡名勝などの保存活用に貢献した。

昭和45年11月18日逝去(87歳)

故福田令寿氏(昭和35年顕彰)

明治5年12月7日生まれ。医師開業のかたわら、五高、医専などで教鞭をとり、子弟の教育に専念のほか、社会文化、社会福祉関係の諸要職を歴任した。特に県の文化功労者にえられたほか、かずかずの叙勲、受賞にかがやき、郷土の社会文化、福祉の向上発展につくした功績は大きい。

昭和48年8月7日逝去(100歳)

故宇野哲人氏(昭和44年顕彰)

明治8年11月15日生まれ。東京帝国大学で漢学、中国哲学の教授、名誉教授としてのすぐれた業績は、郷土熊本の水運の興隆に、多くの影響をあたえた。また、現在わが国における漢学関係の学者で、直接、間接に氏の薫陶、影響を受けないものはないといっても過言ではない。

昭和49年2月19日逝去(98歳)

故堅山熊次(南風)氏(昭和44年顕彰)

明治20年9月12日生まれ。横山大観画伯など御事、日本画に精進し、その多くの作品のうえに肥後の郷土色のにじみ出た芸術の香りがよく生かされている。

氏のすぐれた業績は、現在、大観画伯なき後の日本画壇の第一人者といわれ、また、郷土文化の進展に大きく貢献している。

昭和55年12月30日逝去(93歳)

後藤祐太郎(是山)氏(昭和54年顕彰)

明治19年6月8日生まれ。熊本における文化啓蒙家として郷土史の研究、文化活動において多大の功績があった。

俳句同人誌「東火」(昭和2年「かわがらし」として創刊。昭和17年に改題。)主宰をはじめ、力作「肥後文人画の研究」「肥後国誌」等の著作、「熊本市政七十年史」の編纂、「県史」「県議会史」の監修など、氏が手がけた仕事は、名利を求めず時流にもおもねらず、ひたすら自己の真実を貫くその生活態度とともに、今日高

く評価されている。勲五等瑞宝章受賞。県近代文化功労者。熊日社会賞受賞。

現在 96 歳

中村破魔子（汀女）氏（昭和 54 年顕彰）

明治 33 年 4 月 11 日生まれ。現代女流俳人の第一人者。氏の句は女性特有のこまやかな情感に裏打ちされて艶であり優であり且つ頭脳的であるところにその本領があるが、そのなかにはまた、常に変わらぬ故郷熊本を想う純情がみなぎっているのも特徴の一つである。俳誌「風花」を主宰する傍ら、「春雪」「汀女句集」「春暁」「花影」「都鳥」「薔薇柱ふ」など数々の句集をはじめ、「ふるさとの菓子」「その日の風」などの随筆集を刊行し、女性俳句の隆盛はもとより文化の振興に多大の貢献があった。勲四等宝冠章受賞。県近代文化功労者。

現在 82 歳

12 財 政

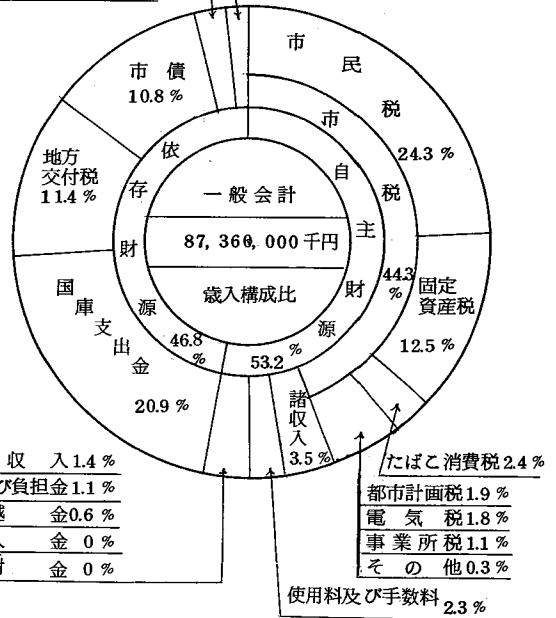
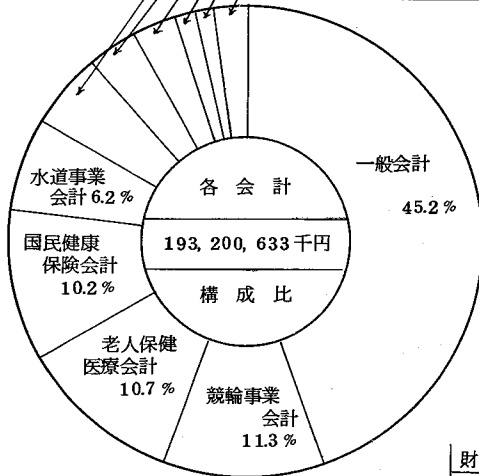
(1) 昭和58年度当初予算図表

産業振興資金会計	1.5%
流通業務団地造成事業会計	1.6%
交通事業会計	3.0%
市民病院会計	3.7%
公共下水道事業会計	5.1%

産院会計	0.3%
熊本城会計	0.2%
水洗便所改造資金貸付事業会計	0.2%
農業共済事業会計	0.2%
都市開発資金会計	0.2%
住宅新築資金貸付事業会計	0.1%
食肉センター会計	0.1%
老人居室整備資金貸付事業会計	0.1%
交通災害共済事業会計	0.1%
中小企業勤労者福祉共済事業会計	0%
住宅改修資金貸付事業会計	0%
東部第一土地区画整理清算会計	0%
復興土地区画整理清算会計	0%
障害者住宅整備資金貸付事業会計	0%

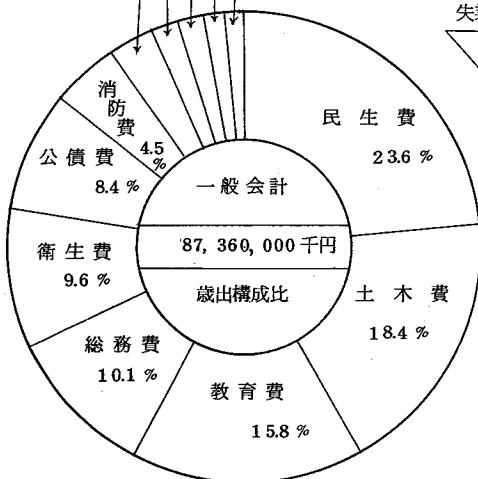
県支出金 2.3%

地方譲与税	0.7%
自動車取得税交付金	0.5%
受託事業収入	0.1%
交通安全対策特別交付金	0.1%
国有提供施設等所在市町村助成交付金	0%



財産収入	1.4%
分担金及び負担金	1.1%
繰越金	0.6%
繰入金	0%
寄附金	0%

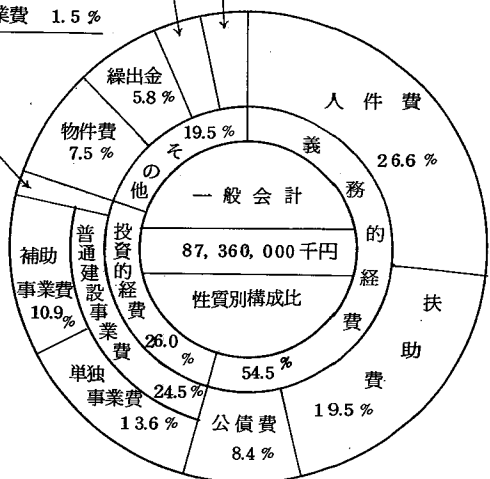
労働費	1.5%
商工費	1.9%
農林水産業費	2.0%
諸支出金	3.3%
議会費	0.8%
予備費	0.1%



補助費等 3.3%

維持補修費	1.6%
貸付金	0.5%
積立金	0.5%
投資及び出資金	0.2%
予備費	0.1%

失業対策事業費 1.5%



(2) 予算総括表

(単位 千円)

会 計 別	58 年 度		57 年 度 予 算				比 較 (A) - (B)	伸率 (A)/(B)
	当初予算(A)		当 初 予 算 (B)		現 計 予 算			
		%		%		%		%
一 般 会 計	87,360,000	45.2	86,200,000	47.3	97,494,696	49.8	1,160,000	1.3
特 別 会 計	80,376,187	41.6	69,995,943	38.4	72,161,015	36.8	10,380,244	14.8
国民健康保険会計	19,752,462	10.2	21,953,153	12.0	21,408,348	10.9	△2,200,691	△10.0
住宅改修資金貸付事業会計	35,077	0	40,942	0	31,942	0	△ 5,865	△14.3
障害者住宅整備資金 貸付事業会計	30,088	0	29,122	0	23,210	0	966	3.3
老人居室整備資金 貸付事業会計	106,861	0.1	101,235	0.1	81,560	0	5,626	5.6
老人保健医療会計	20,712,712	10.7	—	—	1,607,757	0.8	20,712,712	—
交通災害共済事業会計	98,244	0.1	91,160	0.1	108,403	0.1	7,084	7.8
食肉センター会計	212,145	0.1	213,583	0.1	207,163	0.1	△ 1,438	△ 0.7
農業共済事業会計	337,120	0.2	294,862	0.2	399,077	0.2	42,258	14.3
産業振興資金会計	2,915,704	1.5	2,859,345	1.6	2,924,345	1.5	56,359	2.0
中小企業勤労者 福祉共済事業会計	61,086	0	57,008	0	57,008	0	4,078	7.2
流通業務団地造成事業会計	3,072,882	1.6	7,743,208	4.2	10,204,164	5.2	△4,670,326	△60.3
競輪事業会計	21,784,524	11.3	25,612,346	14.1	22,140,035	11.3	△3,827,822	△14.9
熊 本 城 会 計	417,502	0.2	391,669	0.2	426,133	0.2	25,833	6.6
都市開発資金会計	296,820	0.2	312,532	0.2	312,532	0.2	△ 15,712	△ 5.0
東部第一土地区画整理 清算 会 計	33,330	0	24,246	0	18,686	0	9,084	37.5
復興土地区画整理清算会計	30,399	0	31,119	0	29,653	0	△ 720	△ 2.3
公共下水道事業会計	9,879,535	5.1	9,518,189	5.2	11,545,664	5.9	361,346	3.8
水洗便所改造資金貸付 事 業 会 計	354,493	0.2	319,228	0.2	304,653	0.2	35,265	11.0
住宅新築資金貸付事業会計	245,203	0.1	245,803	0.1	160,382	0.1	△ 600	△ 0.2
(東部第一土地区画整理) 事 業 会 計	—	—	157,193	0.1	170,300	0.1	△ 157,193	—
一般・特別会計合計	167,736,187	86.8	156,195,943	85.7	169,655,711	86.6	11,540,244	7.4
企 業 会 計	25,464,446	13.2	26,044,560	14.3	26,349,923	13.4	△ 580,114	△ 2.2
産 院 会 計	456,572	0.3	444,266	0.2	445,245	0.2	12,306	2.8
市民病院会計	7,146,993	3.7	5,662,694	3.1	5,639,627	2.9	1,484,299	26.2
水道事業会計	11,997,574	6.2	14,016,241	7.7	13,979,938	7.1	△2,018,667	△14.4
交通事業会計	5,863,307	3.0	5,921,359	3.3	6,285,113	3.2	△ 58,052	△ 1.0
総 計	193,200,633	100	182,240,503	100	196,005,634	100	10,960,130	6.0

(3) 一般会計性質別財源充当状況

(単位 千円)

区 分 性質別	58 年 度 当 初 予 算				57 年 度 当 初 予 算			
	予 算 額	構 成 比	特定財源	一般財源	予 算 額	構 成 比	特定財源	一般財源
1 人 件 費	232,332,58	26.6	1,639,814	21,593,444	222,185,21	25.8	1,610,447	20,608,074
2 物 件 費	6,539,911	7.5	1,470,566	5,069,345	6,143,374	7.1	1,307,554	4,835,820
3 維持補修費	1,392,915	1.6	219,800	1,173,115	1,324,421	1.6	253,818	1,070,603
4 扶 助 費	17,037,904	19.5	13,907,869	3,130,035	19,253,799	22.3	15,838,117	3,415,682
5 補助費等	2,863,044	3.3	267,636	2,595,408	2,688,387	3.1	229,957	2,458,430
6 普通建設 事業	21,391,336	24.5	14,795,517	6,595,819	21,211,193	24.6	14,139,431	7,071,762
補助事業	9,495,707	10.9	8,618,167	877,540	10,786,845	12.5	9,460,702	1,326,143
単独事業	11,895,629	13.6	6,177,350	5,718,279	10,424,348	12.1	4,678,729	5,745,619
7 災害復旧 事業	—	—	—	—	1,073	0	1,073	—
8 失業対策 事業	1,322,176	1.5	559,842	762,334	1,315,562	1.5	536,122	779,440
9 公 債 費	7,359,144	8.4	752,563	6,606,581	6,298,388	7.3	625,266	5,673,122
10 積 立 金	458,666	0.5	458,665	1	578,369	0.7	578,368	1
11 投資及び 出 資 金	174,988	0.2	—	174,988	158,959	0.2	—	158,959
12 貸 付 金	482,100	0.5	393,325	88,775	721,278	0.8	691,716	29,562
13 繰 出 金	5,034,558	5.8	37,953	4,996,605	4,216,676	4.9	405,575	3,811,101
14 予 備 費	70,000	0.1	—	70,000	70,000	0.1	—	70,000
合 計	87,360,000	100	34,503,550	52,856,450	86,200,000	100	36,217,444	49,982,556

総務

(4) 一般会計決算の推移

(歳入)

款	区分	金 額 (千円)					構 成 比 (%)				
	年度	54	55	56	57	58	54	55	56	57	58
1	市 税	28,996,788	33,130,214	37,131,307	40,455,487	38,659,293	34.8	35.6	37.2	39.4	44.3
2	地 方 譲 与 税	658,139	656,315	703,168	715,434	601,000	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7
3	自動車取得税交付金	456,067	400,372	415,886	410,300	400,000	0.6	0.5	0.4	0.4	0.5
4	国有提供施設等所在 市町村助成交付金	5,951	6,350	6,228	6,017	1,000	0	0	0	0	0
5	地 方 交 付 税	9,886,172	10,159,566	10,986,495	12,412,567	10,000,000	11.9	10.9	11.0	12.1	11.4
6	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	163,365	109,897	90,218	110,284	100,000	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
7	分担金及び負担金	662,953	784,189	867,087	929,960	923,535	0.8	0.9	0.9	0.9	1.1
8	使用料及び手数料	1,465,172	1,656,783	1,876,984	2,000,904	2,000,443	1.8	1.8	1.9	1.9	2.3
9	国 庫 支 出 金	19,621,616	19,966,660	20,898,811	22,459,562	18,288,574	23.6	21.5	21.0	21.9	20.9
10	県 支 出 金	2,275,006	2,632,774	3,060,655	2,961,596	1,999,150	2.7	2.8	3.1	2.9	2.3
11	財 産 収 入	1,241,157	1,118,667	1,383,037	1,839,295	1,240,749	1.5	1.2	1.4	1.8	1.4
12	寄 附 金	18,203	41,147	47,758	21,748	5,501	0	0.1	0	0	0
13	繰 入 金	668,931	2,624,137	3,019,114	103,658	21,612	0.8	2.8	3.0	0.1	0
14	繰 越 金	2,580,630	2,920,353	3,484,518	3,975,931	500,000	3.1	3.1	3.5	3.9	0.6
15	諸 収 入	2,632,399	4,122,659	4,673,685	3,152,246	3,178,643	4.3	4.4	4.7	3.1	3.6
16	市 債	10,891,200	12,623,700	11,072,300	11,142,500	9,440,500	13.1	13.6	11.1	10.8	10.8
	合 計	83,223,752	92,953,783	99,717,251	102,697,489	87,360,000	100	100	100	100	100

(歳出)

款	区分	金 額 (千円)					構 成 比 (%)				
	年度	54	55	56	57	58	54	55	56	57	58
1	議 会 費	587,876	637,112	651,386	653,040	700,646	0.7	0.7	0.7	0.7	0.8
2	総 務 費	12,976,742	16,356,371	17,151,082	13,247,882	8,822,203	16.3	18.3	17.9	13.2	10.1
3	民 生 費	19,119,854	20,065,895	21,980,201	22,946,682	20,580,374	23.8	22.4	23.0	22.9	23.6
4	衛 生 費	6,052,378	6,685,818	7,191,083	8,374,257	8,428,322	7.5	7.5	7.5	8.3	9.6
5	労 働 費	1,441,671	1,483,071	1,815,105	1,347,685	1,322,176	1.8	1.6	1.9	1.4	1.5
6	農 林 水 産 業 費	1,854,457	1,839,741	1,962,595	2,028,299	1,770,108	2.3	2.1	2.0	2.0	2.0
7	商 工 費	2,158,139	2,567,049	1,538,499	1,723,431	1,649,188	2.7	2.9	1.6	1.7	1.9
8	土 木 費	13,825,702	14,686,686	16,477,978	19,161,727	16,070,544	17.2	16.4	17.2	19.1	18.4
9	消 防 費	2,678,452	2,771,236	3,112,187	3,189,316	3,904,515	3.3	3.1	3.2	3.2	4.5
10	教 育 費	13,191,202	15,042,937	15,150,236	16,179,015	13,761,916	16.4	16.8	15.8	16.1	15.8
11	災 害 復 旧 費	77,667	142,006	58,252	192,681	0	0.1	0.2	0.1	0.2	0
12	公 債 費	3,442,293	4,558,034	5,907,687	7,136,662	7,370,744	4.3	5.1	6.2	7.1	8.4
13	諸 支 出 金	2,896,966	2,633,309	2,745,029	4,115,743	2,909,264	3.6	2.9	2.9	4.1	3.3
14	予 備 費	0	0	0	0	70,000	—	—	—	—	0.1
	合 計	80,303,399	89,469,265	95,741,320	100,296,420	87,360,000	100	100	100	100	100

(注) 57年度は決算見込額、58年度は当初予算額を示す

(5) 財政指標（普通会計ベース）

（単位 千円）

区分 \ 年度	52			53			54			55			56		
		伸 率	指 数		伸 率	指 数		伸 率	指 数		伸 率	指 数		伸 率	指 数
基準財政需要額	22841,589	134	100	26691,478	169	117	29,513,203	106	129	32,637,167	106	143	37,607,472	152	165
基準財政収入額	15,445,516	243	100	18,077,659	170	117	19,752,119	93	128	22,896,042	159	148	26,827,097	172	174
標準税収入額	20,454,508	244	100	23,947,050	171	117	26,127,705	91	128	30,309,284	160	148	35,545,694	173	174
標準財政規模	27,809,325	157	100	32,611,700	173	117	35,633,740	93	128	40,021,239	123	144	46,080,340	151	166
財政力指数	0.65			0.65			0.68			0.68			0.69		
実質収支比率%	5.5			5.9			5.2			4.6			4.1		
公債費比率%	5.3			6.1			7.3			8.8			9.9		

総務

13 市 税

(1) 市税の税率及び納期

税 目		税 率		納 期 限				
市 民 税	個 人	均 等 割	2,000円		1 期 6 / 1 ～ 6 / 30 2 期 8 / 1 ～ 8 / 31 3 期 10 / 1 ～ 10 / 31 4 期 1 / 1 ～ 1 / 31 ○一般的な申告納付期限 各事業年度終了の日から2ヵ月以内、但し、税務署長の承認を受けたものは3ヵ月以内 ○人格のない社団等で収益事業を行わないもの 公共法人、公益法人で均等割のみを課されるもの 4月30日 ※均等割の税率は58年4月1日以後決算期が到来するものより適用			
		所 得 割	課税所得金額 税 率 30万円以下 2 % 30万円 超 3 % 45万円 " 4 % 70万円 " 5 % 100万円 " 6 % 130万円 " 7 % 230万円 " 8 % 370万円 " 9 % 570万円 " 10 % 950万円 " 11 % 1,900万円 " 12 % 2,900万円 " 13 % 4,900万円 " 14 %					
	法 人	均 等 割	1 資本等の金額が50億円を超える法人で熊本市内に有する事務所等の従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額1,500,000円 2 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額1,000,000円 3 資本等の金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの及び資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額270,000円 4 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの及び資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額100,000円 5 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの及び資本等の金額が1千万円以下で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 80,000円 6 前各号に掲げる法人以外の法人等 年額 27,000円					
			法人税割	14.7 100				
			個 人	均 等 割		500円		
				所 得 割		課税所得金額 税 率 150万円以下 2 % 150万円 超 4 %		
			固定資産税			1.4 100		1 期 4 / 1 ～ 4 / 30 2 期 7 / 1 ～ 8 / 1 3 期 9 / 1 ～ 9 / 30 4 期 12 / 1 ～ 12 / 31
			都市計画税			0.2 100		固定資産税と同じ
	軽自動車税		1 原動機付自転車 (ア) 総排気量が 50cc以下(650円) 700円 (イ) " 90cc " (1,000円) 1,100円 (ウ) " 125cc " (1,300円) 1,450円 2 軽自動車 (ア) 二輪のもの(側車付を含む) 2,000円 2,200円 (イ) 三輪のもの (2,600円) 2,850円					

(2) 納税義務者の推移

年 度			53	54	55	56	57
税 目							
市 民 税	個 人	普 均等割のみ	5,884	6,345	7,035	7,548	7,465
		通 所得割のみ	8,033	9,283	10,084	10,383	11,152
		徴 完全納税者	32,635	36,010	37,858	40,850	42,932
		収 計	46,552	51,638	54,977	58,781	61,549
		特 均等割のみ	2,309	2,045	1,930	2,115	2,131
	人	別 所得割のみ	16,815	15,511	16,087	16,125	16,445
		徴 完全納税者	99,165	102,999	104,658	108,400	109,788
		収 計	118,289	120,555	122,675	126,640	128,364
		小 計	164,841	172,193	177,652	185,421	189,913
		法 人 調 定 件 数	14,793	16,666	17,560	17,847	18,600
固 資 産 定 税	土 地 及 び 家 屋	106,746	110,520	114,524	117,222	121,667	
	償 却 資 産	(2,283)	(2,325)	(2,469)	(2,665)	(2,793)	
	小 計	106,746	110,520	114,524	117,222	121,667	
軽 自 動 車 税			73,748	76,780	83,779	93,396	106,558
合 計			360,128	376,159	393,515	413,886	436,738
対 前 年	増 加 数	15,509	16,031	17,356	20,371	22,852	
	伸 長 率(%)	105	104	105	105	106	

(注) 償却資産に係る()は土地及び家屋を含む

(3) 市税収入状況

(単位 千円)

年 度 税 目			5 6			5 7		
			調 定 額	収 入 額	収入率(%)	調 定 額	収 入 額	収入率(%)
市 民 税	個人分	普 通 徴 収	4,989,927	4,770,755	95.6	5,277,042	4,965,777	94.1
		特 別 徴 収	9,938,651	9,892,465	99.5	11,080,312	11,050,239	99.7
		計	14,928,578	14,663,220	98.2	16,357,354	16,016,016	97.9
	法 人 分		5,659,231	5,594,592	98.9	5,870,910	5,842,780	99.5
	小 計		20,587,809	20,257,812	98.4	22,228,264	21,858,796	98.3
固 資 産 定 税	固定資産	土地家屋償却資産	9,535,546	9,329,233	97.8	10,723,812	10,387,056	96.9
	交 付 金 ・ 納 付 金		439,807	439,807	100	473,597	473,597	100
	小 計		9,975,353	9,769,040	97.9	11,197,409	10,860,653	97.0
軽 自 動 車 税	原 動 機 付 自 転 車		48,780	46,916	96.2	55,326	52,765	95.4
	軽 自 動 車		136,723	132,780	97.1	145,905	140,821	96.5
	二 輪 小 型 車		6,501	6,052	93.1	7,727	7,147	92.5
	小 計		192,004	185,748	96.7	208,958	200,733	96.1
た ば こ 消 費 税			2,074,105	2,074,105	100	2,220,185	2,220,185	100
電 気 税			1,572,273	1,572,273	100	1,616,645	1,616,645	100
ガ ス 税			59,252	59,252	100	55,384	55,384	100
木 材 引 取 税			29	29	100	5	5	100
特 別 土 地 保 有 税			145,848	139,803	95.9	141,017	136,229	96.6
商 品 券 発 行 税			59,188	59,188	100	61,680	61,680	100
事 業 所 税			1,131,210	1,119,563	99.0	1,068,012	1,061,079	99.4
都 市 計 画 税			1,588,336	1,553,893	97.8	1,784,160	1,746,505	97.9
合 計			37,385,407	36,790,706	98.4	40,581,719	39,817,894	98.1
滞 納 繰 越 分			2,038,969	340,601	16.7	2,263,597	405,635	17.9
総 計			39,424,376	37,131,307	94.2	42,845,316	40,223,529	93.9

(注) 57年度分は決算見込額

(4) 納税貯蓄組合

(単位 千円)

区分 年度	組合数	組 合 員 数	税 目	調 定 額 (A)	組 合 納 付 額		収入率 (B) — (A)	事務費 交付金 (C)	割合 (C) — (A)	事 務 費 交 付 基 準
					件 数	金額 (B)				
53	871	45,900	市 民 税	3,052,992	34,196	680,924	22.3	61,319	0.5	納期内に完納
			固定資産税	8,144,809	149,048	1,897,795	23.3			
			軽自動車税	166,174	8,605	18,463	11.1			
			計	11,363,975	191,849	2,597,182	22.9			
54	850	45,300	市 民 税	3,719,847	35,291	764,342	20.5	64,879	0.5	した市税の 100分の3 (最高3,000 円)と
			固定資産税	9,251,223	136,480	2,034,463	22.0			
			軽自動車税	178,857	9,382	20,947	11.7			
			計	13,149,927	181,153	2,819,752	21.4			
55	805	38,065	市 民 税	4,594,998	33,524	821,042	17.9	66,590	0.4	領収書1枚に つき10円 均等割領収書
			固定資産税	10,241,383	129,445	2,141,085	20.9			
			軽自動車税	185,486	8,111	17,781	9.6			
			計	15,021,867	71,080	2,979,908	19.8			
56	739	40,285	市 民 税	4,992,259	33,187	985,961	19.7	69,036	0.4	については1 枚につき50円
			固定資産税	11,124,991	122,979	2,198,128	19.8			
			軽自動車税	192,004	7,214	15,167	7.9			
			計	16,309,254	163,380	3,199,256	19.6			
57	720	40,055	市 民 税	5,277,042	34,571	910,841	17.3	74,996	0.4	
			固定資産税	12,507,912	121,916	2,425,235	19.4			
			軽自動車税	208,958	8,911	18,574	8.9			
			計	17,993,912	165,398	3,354,650	18.6			

(注) 。調定額は納税組合の対象となるものについて計上し、固定資産税には都市計画税を含む

。57年度は決算見込額

総務

14 開 発 公 社

名 称 財団法人 熊本市開発公社

設 立 年 月 日 昭和39年7月3日

目 的 公社は、熊本市と一体となり、都市の開発及び再開発のための事業を推進することにより、熊本市の産業経済の発展と市民の福祉増進に寄与することを目的とする。

事 業

- 市街地開発に必要な用地の取得、造成、管理及び処分
- 道路その他公共の用に供するため、必要な土地のあっ旋、取得、造成管理及び処分
- 駐車施設（熊本市下通1丁目1番）の建設管理及び処分
- 前各号に掲げるもののほか公社の目的を達成するために必要な事業

役 員 理 事 長 助 役 理 事 市民局長 経済局長 保健衛生局長 建設
(昭58.5.1現在) 副理事長 助 役 局長 都市局長 教育長 企画広報部長

常務理事 総務局長 監 事 収入役 副収入役

役員の任期は2年、ただし再任をさまたげない。

資本金及び資金 基本財産 10,000千円（市出資金）

資金は市の損失補償を得て市中銀行等より借入している。

利 率 年9分以内（2年据置を含め11カ年以内の半年賦及び年賦償還）

事 業 実 績

区分	事 業 名	執 行 額		備 考
		面 積	金 額	
昭和五十七年度事業	教 育 施 設	55,219.7 ^{m²}	1,606,118,633 ^円	託麻中学校拡張用地ほか
	福 祉 施 設	182.75	4,550,000	（仮称） 東部老人生きがい作業所
	衛 生 清 掃 施 設	17,968.52	232,035,046	廃棄物最終処理場建設事業用地ほか
	公 園 施 設	4,889.37	257,751,471	百貫石公園用地ほか
	街 路 施 設	7,313.57	374,899,500	都市計画道路3・4・31 麻生田～弓削線用地ほか
	下 水 道 施 設	3,307	60,014,280	川尻終末処理場関連用地
	土 木 施 設	5,987.81	133,731,148	田迎町田井島排水路用地ほか
	「公有地拡大法」 関 連 施 設	23,440.67	840,731,747	南部第一土地区画整理事業用地ほか
	その他公共施設	4,502.12	709,980,520	熊本競輪場駐車場用地ほか
合 計		122,811.51	4,219,812,345	

15 土地開発基金

設 置 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行をはかるため、熊本市土地開発基金を設置する。

基金の額 10,942,455千円（昭58.3.31現在）

運用の範囲 基金は上記の目的を達成するため、土地を先行取得するほか、熊本市開発公社の土地取得事業に貸し付けることができる。（貸付利率 年6分5毛）

16 市庁舎概要

本市永年の懸案であった新市庁舎の建設は、昭和54年3月着工以来2年8ヵ月を経て昭和56年10月末に完成し、同年11月初めには落成式が挙行された。新庁舎は、建物そのものを新しくするばかりでなく、内容的にも市庁舎はどうあるべきかとの基本理念を踏まえて建設した。

(1) 建物概要

位 置	熊本市手取本町1番1号		
敷地面積	10,551.48㎡		
建築面積	5,583.54㎡		
延面積	39,686.57㎡（他に駐輪場83.70㎡がある）		
構造・規模	高層棟	鉄骨造	地下2階地上15階建
	議会棟	鉄骨鉄筋コンクリート造	地上6階建
高 さ	高層棟	軒高62.10m	
	議会棟	軒高26.00m	
工 期	着工	昭和54年3月17日	
	竣工	昭和56年10月31日	
総工費	110億円		

(2) 建物の特色・特徴

ア 窓口事務部門の集約化

市民課を中心として窓口部門を1～2階に集中的に配し、その間をエスカレーター2基で結ぶことにより、立体的総合窓口化を図った。

イ 市民ホール、展示ホール等の設置

市民のコミュニティの場、憩いの場としてのスペースを確保するため、市民ホール（217㎡）、展示ホール（168㎡）、展望ロビー（169㎡）等を設置している。

ウ 美術文化の導入

庁舎建物に地域性、芸術性等の文化的潤いを加味するよう努め、地元画家の壁画をはじめ、彫刻、美術照明、壁掛、美術パネル等の美術装飾を積極的にとり入れた。

エ 熊本城との調和

庁舎前面に位置する熊本城との調和を保つため、庁舎の形状について高層棟は直線的でシンプルなものとする一方、議会棟には和風様式をとり入れている。また、外壁の色調は淡い茶褐色とし、お城の緑

と調和を図った。

オ 身障者への配慮

身障者対策として、出入口は全てスロープ式とし自動ドアを取り付けているほか、エレベーター2基には特別な装置を施しており、専用トイレも8カ所設置している。

カ 防災設備

風水害、火災あるいは地震等に対しては、防潮板やスプリンクラーの取り付け、バルコニーの設置など設計上からも万全を期しており、特に耐震性は関東大地震の約2倍にも耐える建物とした。

キ 省エネルギー対策

高層棟の各階にはバルコニーが設置されているため、これが日本家屋の軒庇の効用と同じく太陽直射熱を遮って、外部からの熱負荷を軽減させている。

また、窓ガラスには断熱性の高い複層ガラスを用いているほか、外壁については内貼材（スタイロフォーム）を使用して断熱効果を高めている。